

第2期栗石町
子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

栗石町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の性格と役割	3
(1) 計画の根拠法令等	3
(2) 計画の位置付け	4
(3) 計画の対象	4
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	5
(1) 子ども・子育て会議の設置	5
(2) ニーズ調査の実施	5
第2章 子どもと子育てを取り巻く現状	9
1 人口の状況	9
(1) 人口の推移	9
(2) 人口の構成	10
(3) 児童人口の推移	11
(4) 人口動態	12
2 世帯の状況	13
(1) 世帯数の推移	13
(2) 子どものいる世帯数の推移	13
3 婚姻・出生等の状況	14
(1) 婚姻・離婚の状況	14
(2) 未婚率の推移	14
(3) 出生数	15
4 就業の状況	16
(1) 就業者数・就業率の推移	16
(2) 産業分類別就業状況	16
(3) 年齢別就業状況	17
5 教育・保育の状況	18
(1) 保育所・認定こども園の状況	18
(2) 幼稚園の状況	19
(3) 児童館の利用者数の状況	20
(4) 子育て支援センター利用者数の状況	20
(5) 放課後児童クラブ利用者数の状況	21
6 小学校・中学校の状況	22
(1) 小学校	22
(2) 中学校	23
7 人口推計	24
(1) 人口推計	24
(2) 児童人口の推計	25
8 ニーズ調査の概要	26
(1) 調査の概要	26

(2) 調査結果.....	27
(3) 調査結果のまとめ.....	45
第3章 子ども・子育て支援事業計画の評価.....	51
1 子ども・子育て支援事業計画の評価.....	51
2 今後の課題.....	53
(1) 子育て支援サービスの推進に関して.....	53
(2) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない総合的な支援に関して.....	53
(3) 子どもに関する専門的な支援の継続に関して.....	54
(4) 子育てにかかる経済的負担の軽減に関して.....	54
第4章 子ども・子育て支援の基本的な考え方.....	57
1 計画の基本理念.....	57
2 計画の視点と施策の基本目標.....	58
計画の視点	58
(1) 子どもの視点.....	58
(2) すべての子どもと家庭への支援という視点.....	58
(3) 仕事と生活の調和の実現という視点.....	58
(4) 社会全体による支援という視点.....	58
施策の基本目標	59
(1) 子育て支援サービスを推進します.....	59
(2) 妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく総合的に支援します.....	59
(3) 子どもに関する専門的な支援を継続します.....	59
(4) 子育てにかかる経済的負担の軽減に取り組みます.....	59
3 計画の体系.....	60
第5章 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業.....	63
1 子ども・子育て支援制度の概要.....	63
2 教育・保育提供区域.....	64
(1) 教育・保育提供区域の考え方について.....	64
(2) 保育の必要性の認定について.....	64
3 ニーズに対応した教育・保育施設の確保.....	65
(1) 乳幼児期の学校教育・保育量の見込みと提供体制の確保.....	65
4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	68
5 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制.....	69
(1) 利用者支援事業.....	69
(2) 地域子育て支援拠点事業.....	69
(3) 妊婦健康診査.....	70
(4) 乳児家庭全戸訪問事業.....	70
(5) 養育支援訪問事業.....	71
(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）.....	72
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）.....	72
(8) 一時預かり事業.....	73
(9) 延長保育事業（時間外保育事業）.....	75
(10) 病児・病後児保育事業.....	76
(11) 放課後児童健全育成事業.....	76
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	77

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	77
6 施策の具体的推進	78
第6章 計画の推進及び評価	83
1 計画の推進	83
2 計画の公表及び周知	83
3 計画の評価・検証	83
資料編	87
1 雫石町子ども・子育て会議条例	87
2 雫石町子ども・子育て会議委員名簿	89
3 用語集	90

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等、子育て世代を取り巻く環境の変化によって、子育て世代に子育ての負担や不安、孤立感が高まっており、子どもの育ちと子育てを、社会全体で支援していくことが求められています。

国においては、平成15年に制定された次世代育成支援推進対策法に基づき、総合的な取り組みを進め、社会情勢の変化を受け、平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などを盛り込んだ「子ども・子育て関連3法」を制定しました。

本町では、こうした「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、すべての子どもが父母や地域の愛情に包まれて健やかに成長できることを目指して、平成27年3月に「(第1期) 子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援の取り組みを行ってきました。

その後も全国的に少子化が進行する中、国においては特機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しや幼児教育・保育の無償化等、子育て支援対策を加速化しており、県、市町村、地域社会が一体となって更なる子育て支援に取り組むことが求められています。

さらに、子どもの貧困対策については、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行、「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定され、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進する方向で動いています。

こうした流れを踏まえ、現計画が終期を迎えることを機に、本町の子育て環境の向上に向けて、これまで取り組んできた施策を引き継ぎ、さらに推進・発展させるため「第2期栗石町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 計画の性格と役割

(1) 計画の根拠法令等

子ども・子育て支援法第61条の規定により、各市町村は、国の基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を定める必要があります。

■子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本方針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村事業計画です。国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、本町が取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにするものです。

また、本計画の策定については、「第三次雫石町総合計画」を上位計画とし、「第二次雫石町保健福祉計画における子どもプラン」などの関連計画との整合を図ります。

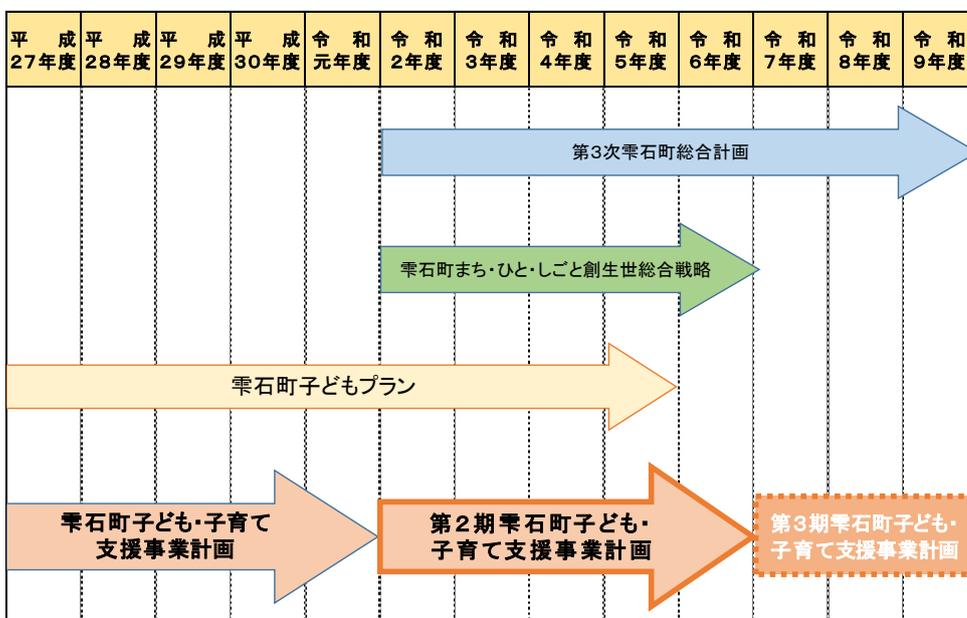
(3) 計画の対象

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象にするものです。

また、この計画において「子ども」とは、概ね18歳以下、「小学校就学前児童」とは、小学校就学前までの子どもを指します。

3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までを一期とした5年間の計画とします。



4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

計画の策定にあたり、市町村においては、子ども・子育て支援施策が地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて展開されるよう、関係者の参画を得て「子ども・子育て会議」を設置することが求められています。

本町においては、「雫石町子ども・子育て会議」を設置し、子ども子育て支援課が事務局を務める中で、委員が計画内容の検討・審議を行い、会議における意見の計画への反映を図りました。

(2) ニーズ調査の実施

保護者の就労状況や子育ての実情、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、各事業のニーズ量の算出をはじめ、得られた調査結果を計画に反映させることを目的として、アンケート調査を実施しました。

■調査の実施概要

区分	対象者	調査方法	実施時期
(1)就学前児童調査	平成31年2月1日現在、本町在住の0～6歳児童の保護者	保育所や小学校等を通じて配布・回収（一部郵送）	平成31年 2月～3月
(2)小学校児童調査	平成31年2月1日現在、本町在住の小学1～3年生の児童の保護者		

■配布・回収の状況

区分	配布数	有効回答数	有効回答率
(1)就学前児童調査	686件	549件	80.0%
(2)小学校児童調査	360件	298件	82.8%

第2章 子どもと子育てを取り巻く現状

第2章 子どもと子育てを取り巻く現状

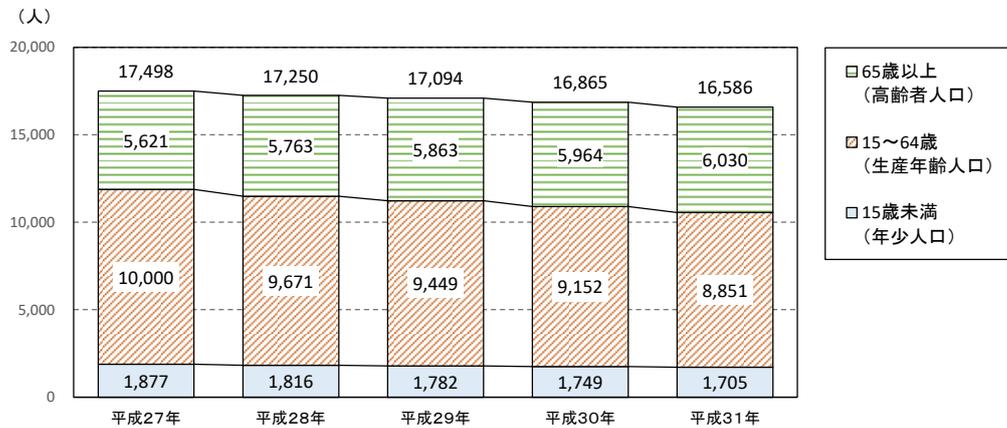
1 人口の状況

(1) 人口の推移

本町の総人口は、平成31年3月31日現在で16,586人となっています。一貫して減少傾向にあり、平成27年と比較すると912人減少しています。

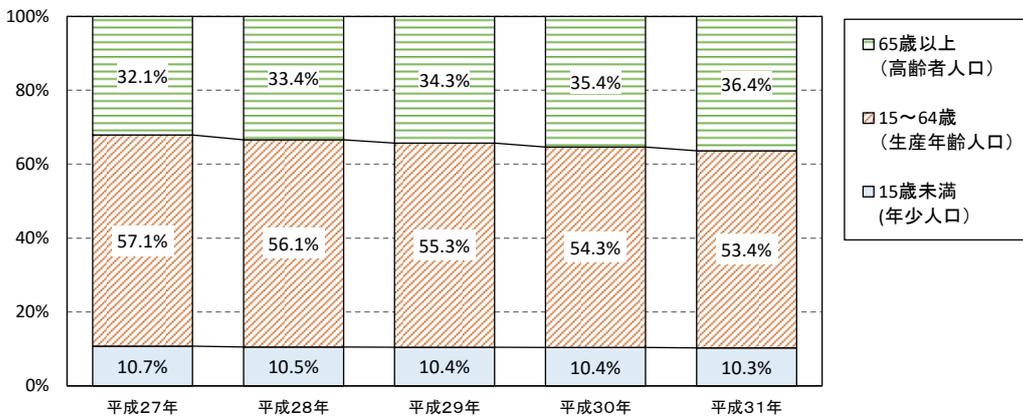
年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあり、年少人口は平成27年と比較すると、172人減少しています。一方、老年人口（65歳以上）は増加傾向となっており、本町においても少子高齢化が進んでいます。

■人口の推移



資料：住民基本台帳データ各年3月31日現在

■年齢3区分割合の推移



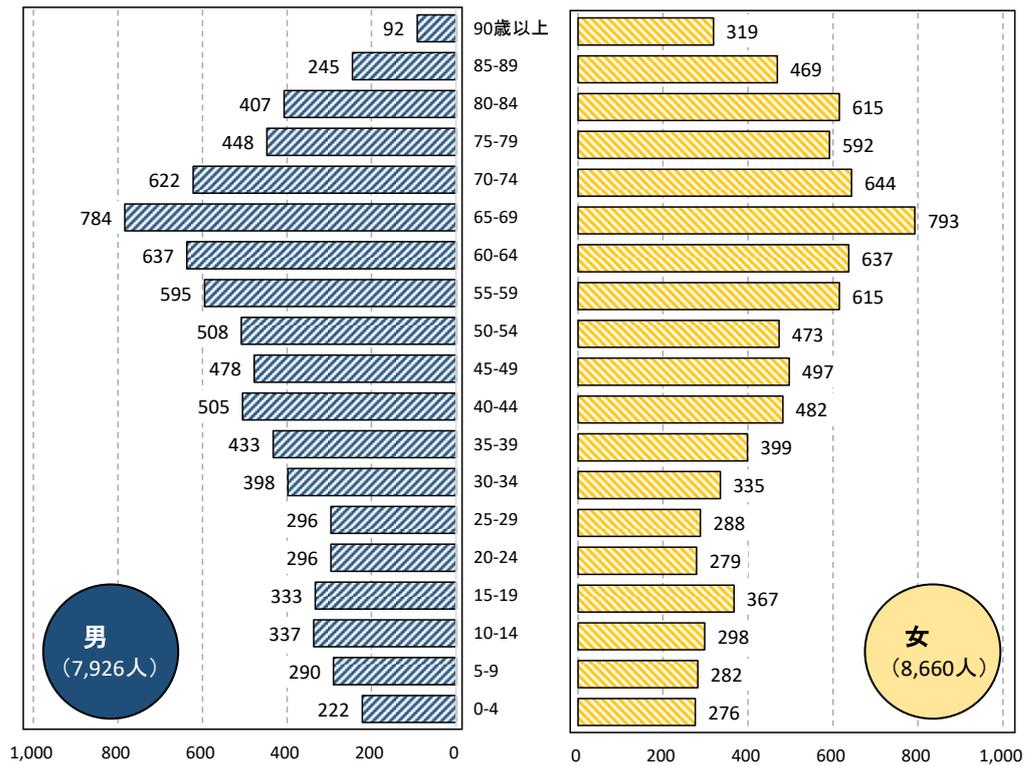
資料：住民基本台帳データ各年3月31日現在

(2) 人口の構成

平成31年4月1日現在における人口ピラミッドをみると、年少人口が少ないことから将来の人口減少が予測されます。

20歳未満の各年齢層をみると、男女とも年齢が低くなるにしたがって、人口が減少する傾向となっています。

■人口構成

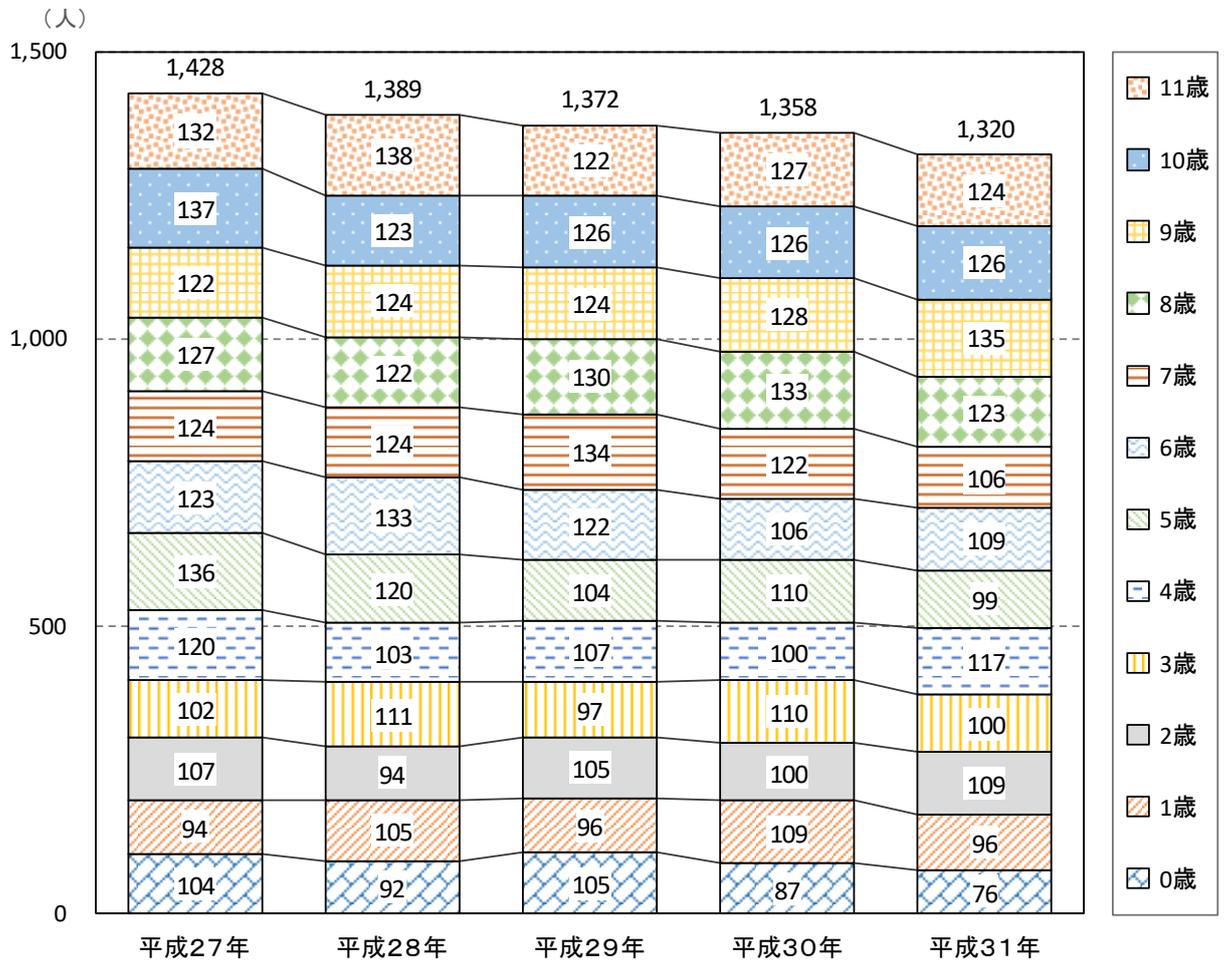


資料：住民基本台帳（平成31年3月31日現在）

(3) 児童人口の推移

0歳から11歳の児童の人口は、平成27年の1,428人から平成31年には1,320人と108人の減少となっています。

■児童人口の推移



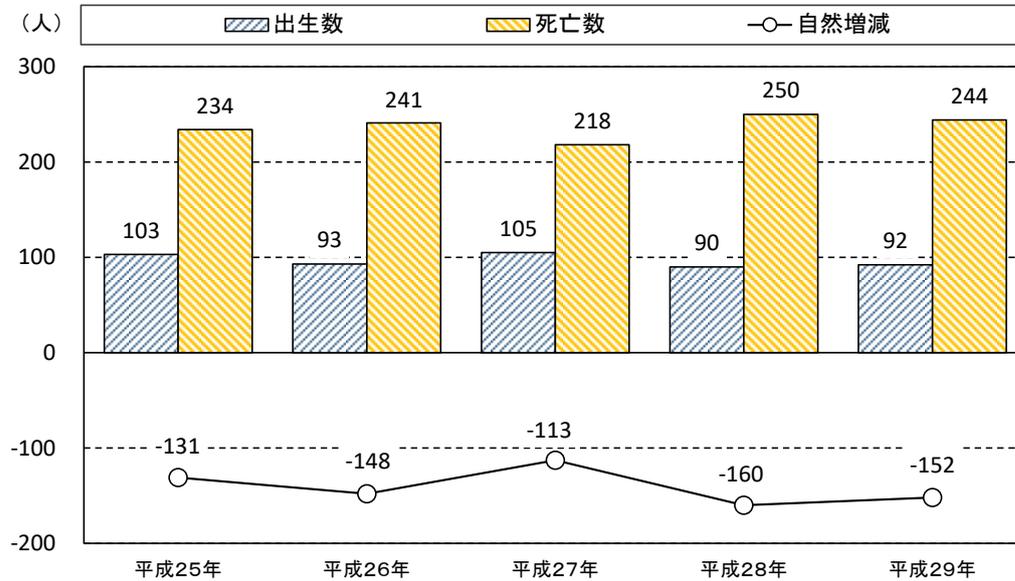
資料：住基データ（各年3月31日現在）

(4) 人口動態

①自然動態

出生数と死亡数の推移では、いずれの年も死亡数が出生数を上回り、自然動態はマイナスで推移し、平成29年はマイナス152人となっています。

■自然動態の推移

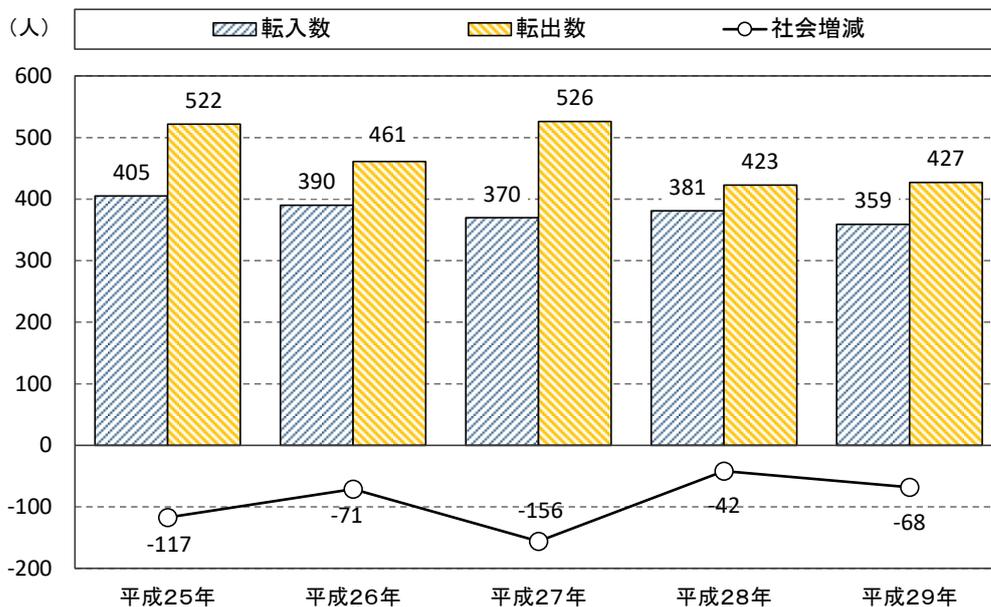


資料：県人口移動報告年報（各年10月1日現在）

②社会動態

転入数と転出数の推移では、いずれの年も転出数が転入数を上回っており、社会動態はマイナスで推移し、平成29年はマイナス68人となっています。

■社会動態の推移



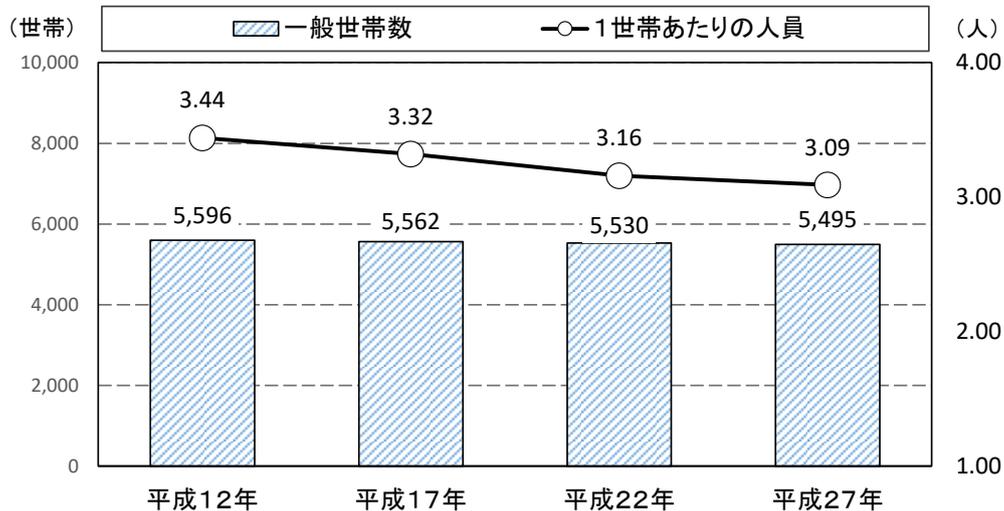
資料：県人口移動報告年報（各年10月1日現在）

2 世帯の状況

(1) 世帯数の推移

世帯数及び1世帯当たりの人員は、ともに減少傾向で推移しています。

■世帯数の推移



資料：国勢調査

(2) 子どものいる世帯数の推移

子どものいる世帯数は、6歳未満、18歳未満ともに減少傾向となっています。

■子どものいる世帯数の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
6歳未満親族のいる世帯				
世帯数	720	653	520	462
世帯人員	3,898	3,461	2,804	2,419
6歳未満の親族人員	957	842	702	627
18歳未満親族のいる世帯				
世帯数	1,960	1,741	1,466	1,283
世帯人員	10,181	8,805	7,328	6,232
18歳未満の親族人員	3,540	3,063	2,570	2,266

資料：国勢調査

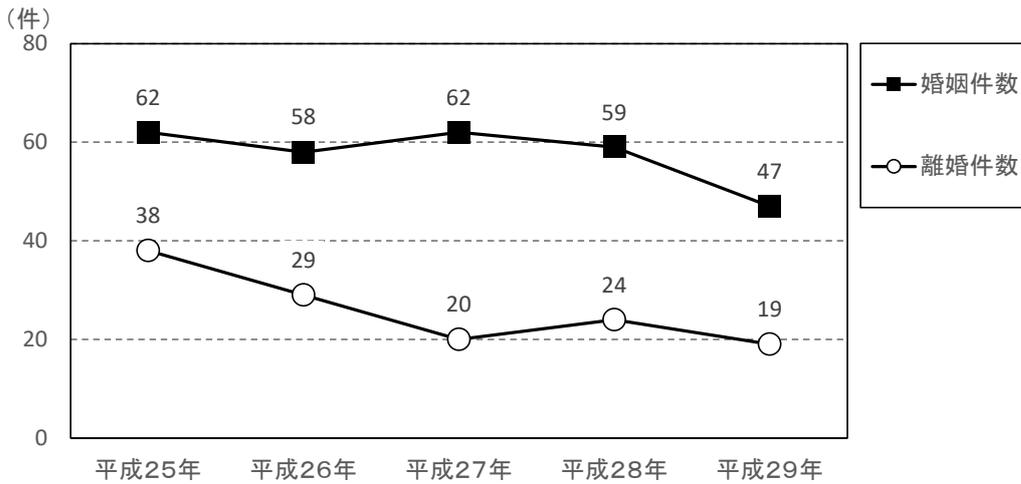
3 婚姻・出生等の状況

(1) 婚姻・離婚の状況

本町の婚姻件数は、ゆるやかに減少傾向で推移しており、平成29年は47件となっています。

また、離婚件数も同様に、緩やかに減少傾向で推移しており、平成29年は19件となっています。

■婚姻、離婚件数の推移



資料：県健康福祉部 保健福祉年報

(2) 未婚率の推移

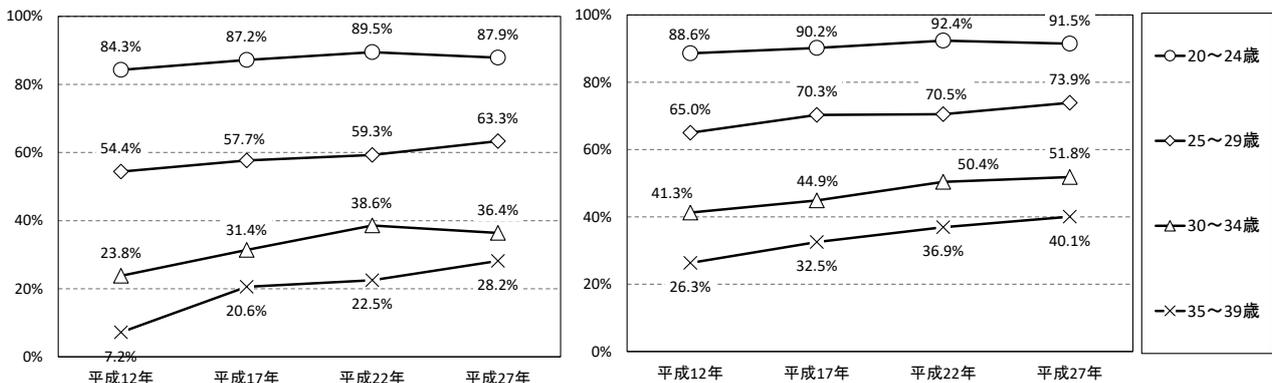
本町の女性の未婚率は、いずれの年齢階級においても増加傾向で推移していましたが、平成27年には20～24歳、30～34歳で平成22年より減少しています。

男性の未婚率も女性同様増加傾向で推移しており、女性と比較すると高い水準となっている状況です。

■未婚率の推移

【女性】

【男性】



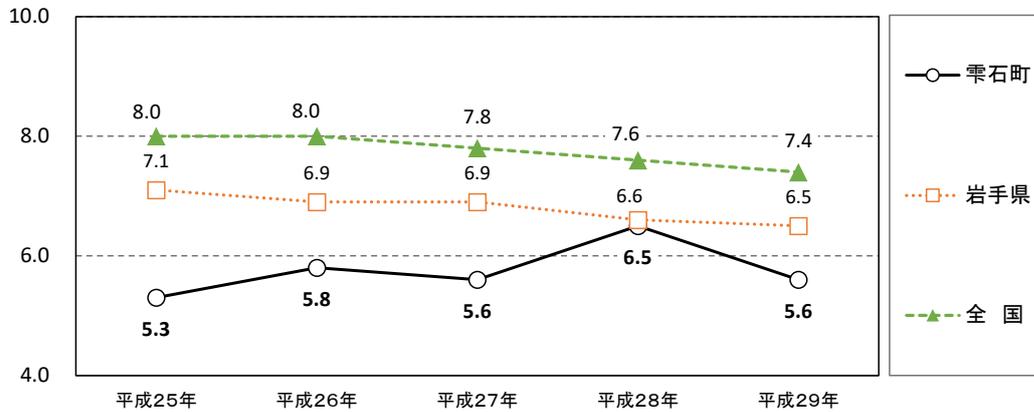
資料：国勢調査

(3) 出生数

①出生率の推移

本町の出生率は、いずれの年においても国及び県の水準を下回って推移しており、平成29年は5.6となっています。

■出生率の推移



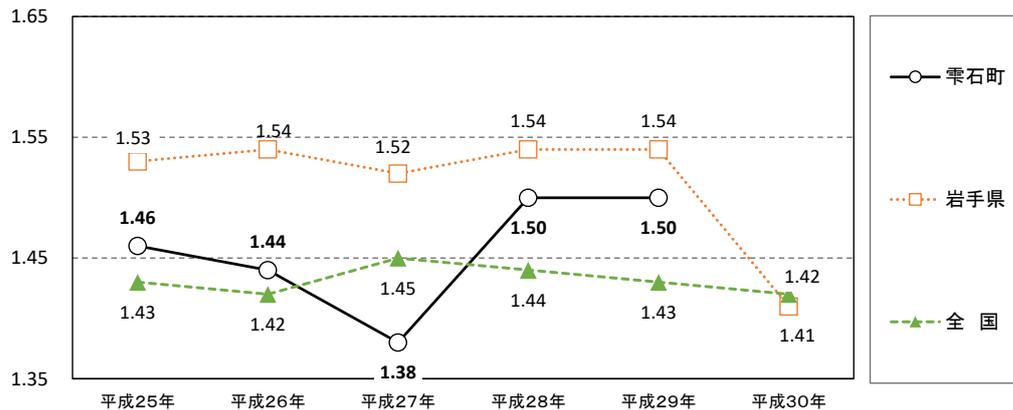
資料：県健康福祉部 保健福祉年報 各年10月1日現在

出生率とは、当該年における「出生数/総人口」に1,000をかけたものである。(人口千対)

②合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は、平成27年には国及び県の水準を下回っていましたが、それ以降は上昇し、平成29年には1.50となっています。

■合計特殊出生率の推移



資料：県健康福祉部 保健福祉年報 各年10月1日現在

合計特殊出生率(期間合計特殊出生率)とは、その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

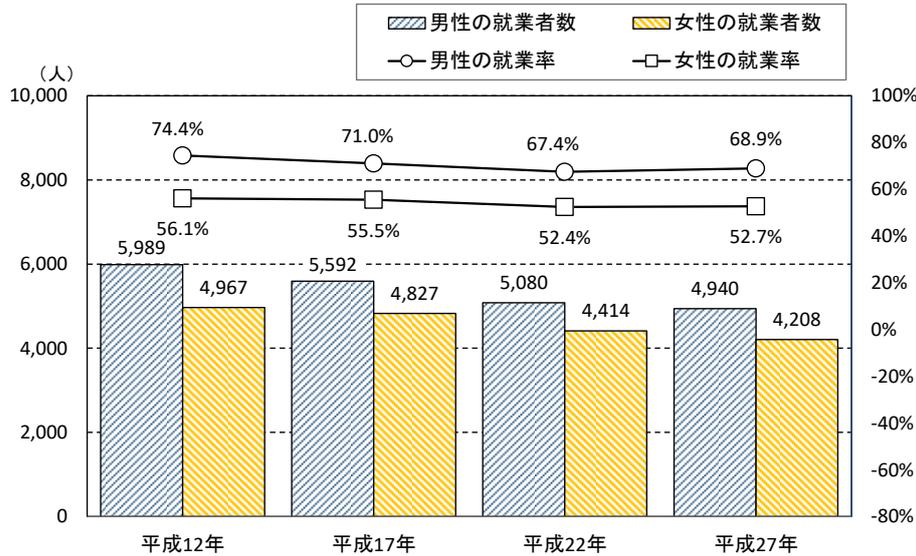
4 就業の状況

(1) 就業者数・就業率の推移

本町の就業者数は、男女ともに減少傾向となっています。

また、就業率については、平成27年に男女ともに増加となっています。

■男女別就業状況



資料：国勢調査

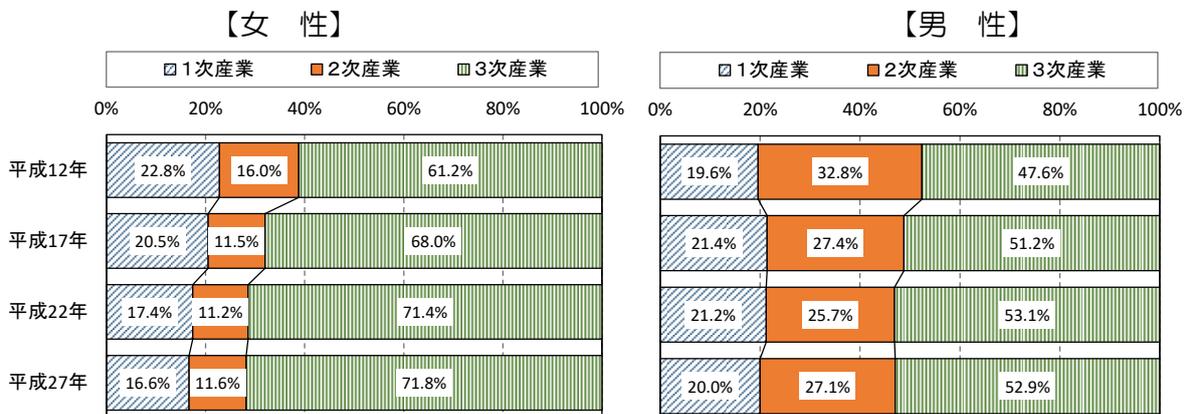
(2) 産業分類別就業状況

産業分類別に就業者数の構成比をみると、女性は第3次産業就業者の割合が増加傾向にあり、平成27年では71.8%を占めています。

男性についても同様に第3次産業就業者割合が増加傾向にあり、平成27年では52.9%となっています。

※第1次産業（農業・林業・水産業）、第2次産業（鉱工業・製造業・建設業など）、第3次産業（金融、保険、卸売り、小売、サービス業、情報通信業など）

■産業分類別の就業者数の構成（男女）



資料：国勢調査

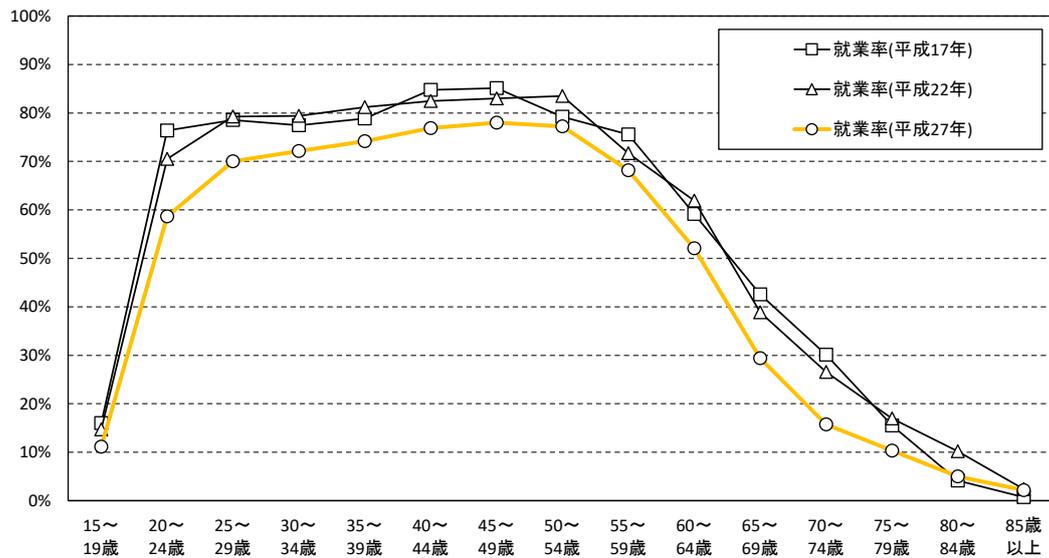
(3) 年齢別就業状況

平成27年の女性の就業率をみると、各年齢層で最も低くなっています。

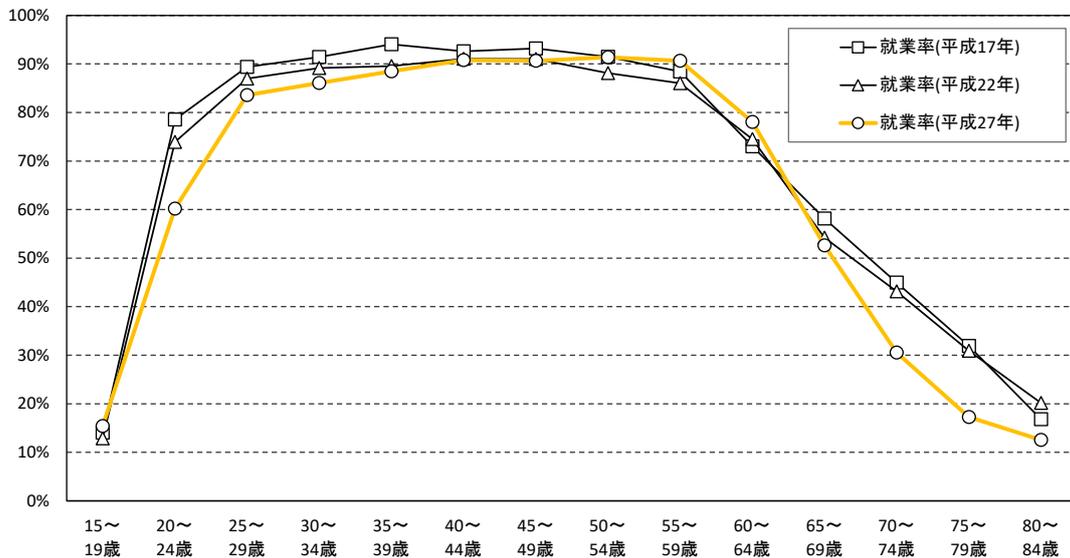
男性については、60歳未満の就業率は過去と比較して、50～54、55～59歳で就業率が高くなっています。

■年齢別就業率（男女）

【女性】



【男性】



資料：国勢調査

5 教育・保育の状況

(1) 保育所・認定こども園の状況

町内にある保育所は、平成31年3月31日現在で町立が5カ所、私立が3カ所の合計8カ所あり、うち認可保育所が6カ所、認可外保育所（へき地保育所）が2カ所となっています。

入所児童数については、平成31年3月31日現在で430人であり、全体ではほぼ横ばい傾向であるものの、認可保育所への入所児童数においては、年々増加傾向にあります。

■町内の認可保育所及び認定こども園の利用状況

施設名	設立主体	設置場所	定員（人）
御明神保育所	町立	御明神高八卦 20 番地 2	60
西根保育所	町立	西根大宮 136 番地 9	45
七ツ森保育所 ※	町立	板橋 104 番地 1	80
御所保育園	私立	西安庭第 40 地割 72 番地 4	60
西山保育園	私立	長山猿子 98 番地 3	60
雫石保育園	私立	下町 150	80
橋場へき地保育所	町立	橋場安栖 72 番地 6	30
大村へき地保育所	町立	南畑 10 番地 88	30
合 計			445

資料：子ども子育て支援課 平成31年3月31日現在

※平成31年4月1日から七ツ森保育園（私立）

■入所児童数

年度	か所数 (か所)	総定員数 (人)	入所児童数（人）						合計
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
平成26年度	8	435	43	55	66	84	96	84	428
平成27年度	8	435	51	56	68	75	87	99	436
平成28年度	8	435	41	75	66	78	87	88	435
平成29年度	8	445	43	63	86	72	79	87	430
平成30年度	8	445	35	78	71	89	76	81	430

資料：子ども子育て支援課 平成31年3月31日現在

■保育所ごとの入所率

施設名	定員	入所児童数（人）/入所率（％）									
		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
御明神保育所	60	54	90.0	60	100	62	103.3	58	96.6	62	103.3
西根保育所	45	47	104.4	43	95.5	40	88.8	38	84.4	38	84.4
七ツ森保育所	80	95	118.7	95	118.7	95	118.7	95	118.7	96	120.0
御所保育園	60	61	101.6	64	106.6	68	113.3	66	110.0	60	100.0
西山保育園	50	59	118.0	60	120	65	130.0	71	118.3	72	120.0
雫石保育園	80	96	120.0	96	120	90	112.5	91	113.7	96	120.0
橋場へき地保育所	30	10	33.3	11	36.6	9	30.0	6	20.0	4	13.3
大村へき地保育所	30	6	20.0	7	23.3	6	20.0	5	16.6	2	6.6

資料：子ども子育て支援課 平成31年3月31日現在

※西山保育園は平成29年度より定員10名増（60人）で算出

(2) 幼稚園の状況

幼稚園は町内に1カ所ありますが、令和3年度から閉園する予定です。

入園児童数は、減少傾向に推移し平成31年3月31日現在で町外幼稚園を合わせて52人で、うち町内幼稚園入園児童数は34人となっています。

■幼稚園の状況

施設名	設立主体	設置場所	定員（人）
わかば幼稚園	私立	麻見田18番地2	110
合 計			110

資料：町教育委員会 平成31年3月31日現在

■入園児童数

年度	か所数 （か所）	総定員数 （人）	入園児童数（人）			
			3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成26年度	1	110	12	21	20	53
平成27年度	1	110	6	14	20	40
平成28年度	1	110	11	9	17	37
平成29年度	1	110	10	15	9	34
平成30年度	1	110	8	12	14	34

資料：町教育委員会 平成31年3月31日現在

(3) 児童館の利用者数の状況

児童館は、平成31年3月31日現在で1か所あります。

利用児童数は、年々減少し、平成31年3月31日現在で4,311人となっています。

■児童館の状況

施設名	設置場所
雫石町児童館	源大堂72番地1

資料：子ども子育て支援課 平成31年3月31日現在

■児童館の利用状況の推移

(単位：人)

施設名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
雫石町児童館	6,244	6,013	5,059	5,050	4,311

資料：子ども子育て支援課 平成31年3月31日現在

(4) 子育て支援センター利用者数の状況

子育て支援センターは町内に1か所あります。利用者数は、平成31年3月31日現在で1,973人となっています。

■子育て支援センターの状況

施設名	設置場所
雫石町地域子育て支援センター	板橋104番地1 七ツ森保育園内

資料：子ども子育て支援課 平成31年3月31日現在

■子育て支援センターの利用状況の推移

(単位：人)

施設名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
雫石町地域子育て支援センター	1,498	2,338	1,693	1,638	1,973

資料：子ども子育て支援課 平成31年3月31日現在

(5) 放課後児童クラブ利用者数の状況

放課後児童クラブは町内に5か所あります。

■放課後児童クラブの状況

学区	クラブ名	設置場所
雫石	雫石放課後児童クラブ	源大堂 51 番地 1
七ツ森	七ツ森放課後児童クラブ	七ツ森 94 番地 1
西山	西山放課後児童クラブ	長山羽上 81
御所	御所放課後児童クラブ	西安庭第 41 地割 152 番地 1
御明神	御明神放課後児童クラブ	上野上屋敷 26 番地

資料：子ども子育て支援課 平成31年3月31日現在

■利用登録児童数

児童クラブ名	児童数（人）/利用率（％）									
	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
雫石放課後児童クラブ	126	36.6	129	39.6	137	42.4	134	42.0	146	47.2
七ツ森放課後児童クラブ	44	47.8	41	51.9	40	50.0	42	55.3	42	54.5
上長山放課後児童クラブ	16	45.7	22	57.9	36	85.7	41	85.4	105	70.9
下長山放課後児童クラブ	31	58.5	36	66.7	38	65.5	33	54.1		
西根放課後児童クラブ	29	69.0	28	66.7	29	67.4	27	62.8		
御明神放課後児童クラブ	45	48.4	53	61.6	56	73.7	55	76.4	57	65.5
南畑放課後児童クラブ	28	100.0	29	100.0	24	88.9	70.0	60.3	61	54.0
安庭放課後児童クラブ	45	63.4	53	66.3	52	61.2				

資料：子ども子育て支援課 平成31年3月31日現在

※平成29年度より安庭と南畑を御所に統合

※平成30年度より西根、上長山、下長山を西山に統合

6 小学校・中学校の状況

(1) 小学校

町内の小学校は、平成31年4月1日現在で5か所あります。

児童数は、減少傾向で推移しています。

■小学校の状況

学校名	設置場所
雫石小学校	源大堂 50 番地
七ツ森小学校	七ツ森 16 番地 240
西山小学校	長山羽上 81 番地
御明神小学校	上野上屋敷 26 番地
御所小学校	西安庭第 41 地割 152 番地 1

資料：町教育委員会 平成31年4月1日現在

■児童数

(単位：人)

学校名	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
雫石小学校	344	326	323	319	309
七ツ森小学校	92	79	80	76	77
上長山小学校	35	38	42	48	148
下長山小学校	53	54	58	61	
西根小学校	42	42	43	43	
御明神小学校	93	86	76	72	87
橋場小学校	11	13	15	15	
大村小学校	12	10	8	116	113
南畑小学校	28	29	27		
安庭小学校	71	80	85		
合計	781	757	757	750	734

資料：町教育委員会 各年度5月1日現在

※平成29年度より大村小学校、南畑小学校、安庭小学校を御所小学校に統合

※平成30年度より上長山小学校、下長山小学校、西根小学校を西山小学校に統合、橋場小学校と御明神小学校を統合

(2) 中学校

町内にある中学校は、平成31年4月1日現在で1か所あります。
児童数は、減少傾向で推移しています。

■中学校の状況

学校名	設置場所
雫石中学校	柿木74番地1

資料：町教育委員会 平成31年4月1日現在

■生徒数

(単位：人)

学校名	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
雫石中学校	474	444	426	408	382

資料：町教育委員会 各年度5月1日現在

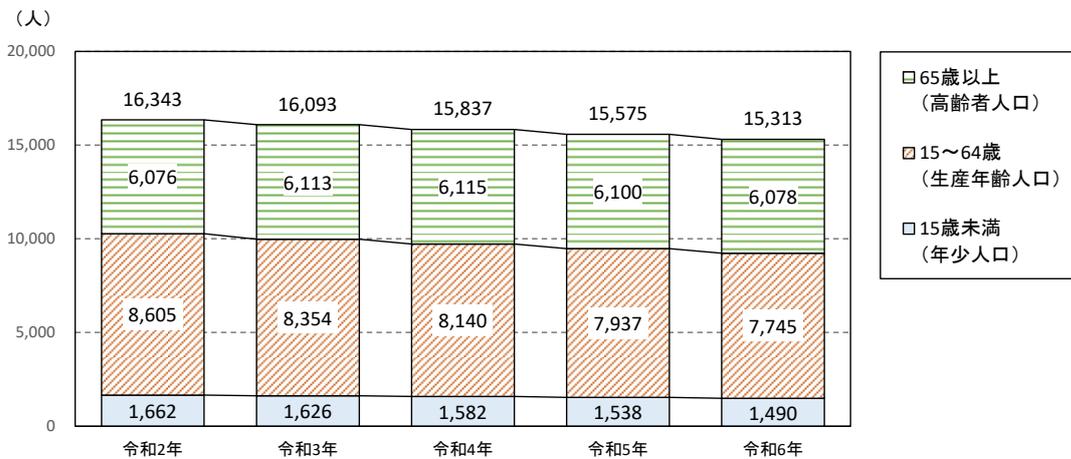
7 人口推計

(1) 人口推計

平成27年から平成31年の各年4月1日現在の住民基本台帳を基に、将来人口をコーホート変化率法により推計すると、減少傾向で推移し、令和6年の総人口は15,313人と予測されます。

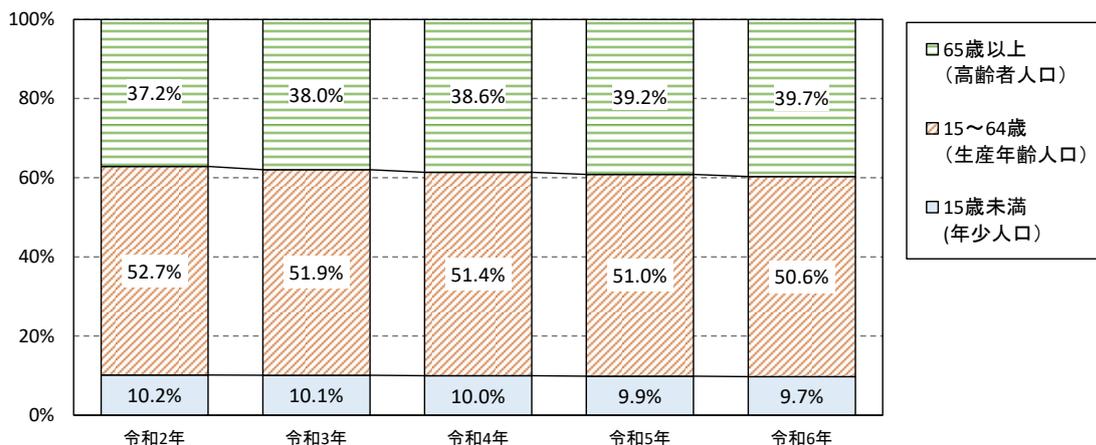
また、年齢3区分別人口割合では、年少人口割合、生産年齢人口割合が減少し、高齢者人口割合（高齢化率）の増加がみられます。

■ 年齢3区分別人口の推計



資料：平成27年から平成31年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計
平成31年4月子ども子育て支援課推計

■ 年齢3区分別人口割合の推計

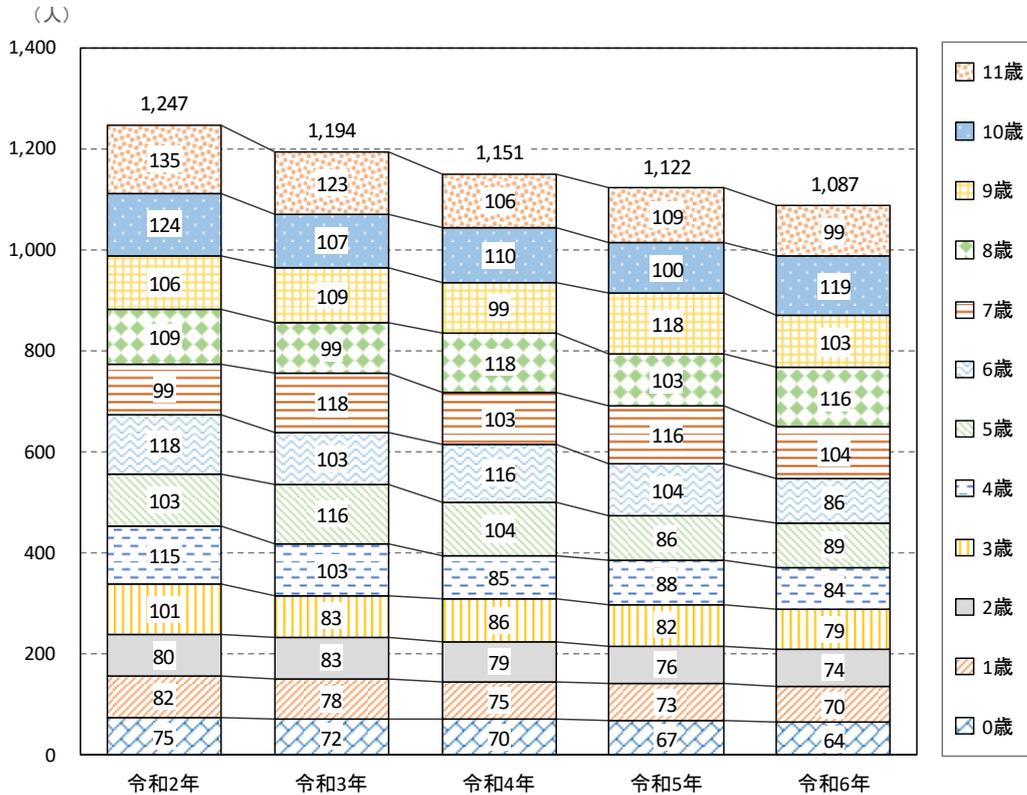


資料：平成27年から平成31年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計
平成31年4月子ども子育て支援課推計

(2) 児童人口の推計

平成27年から平成31年の各年4月1日現在の住民基本台帳を基に、児童人口をコーホート変化率法により推計すると、減少傾向で推移し、令和6年の児童人口は1,087人と予測されます。

■児童人口の推計



資料：平成27年から平成31年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計
平成31年4月子ども子育て支援課推計

コーホート変化率法とは、あるコーホート(同時出生集団)の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法。

8 ニーズ調査の概要

(1) 調査の概要

①調査の目的

平成24年に制定された子ども・子育て支援法に基づき、令和2年度から5年間の「子ども・子育て支援事業計画」策定に必要な、教育や保育、子育て支援の今後の見込みを把握するために行いました。

②調査対象

【就学前児童】 就学前児童のお子さんがある世帯 686 件全数調査しました。

【就学児童】 小学1年生～3年生のお子さんがある世帯 360 件全数調査しました。

③調査の方法

【就学前児童】

就園児：保育所等を通じて配布・回収

未就園児：郵送により配布・回収

【就学児童】

小学校を通じて配布・回収

④調査の実施時期

平成31年2月～3月

⑤配布・回収の結果

対象	配布数	回収数	回収率
就学前児童	686 件	549 件	80.0%
小学生	360 件	298 件	82.8%

(2) 調査結果

①子育てを主に行っている方

就学前児童の子育てを主に行っている方は、「父母ともに」(66.1%)、「主に母親」(28.6%)とこの2つの回答が圧倒的に多くなっています。

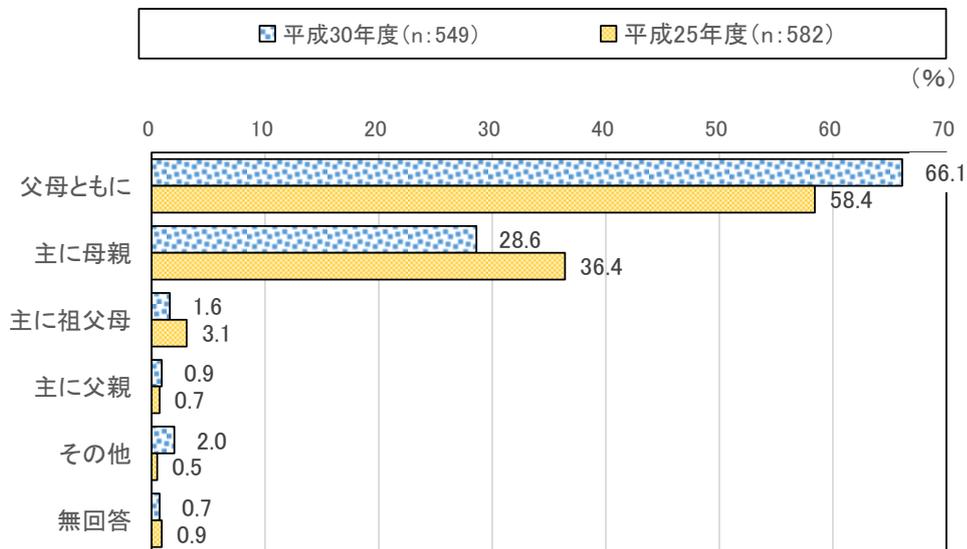
前回調査結果(平成25年度)と比較すると「父母ともに」が7.7ポイント増加し、「主に母親」は7.8ポイント減少しています。

小学生の子育てを主に行っている方は、「父母ともに」(57.4%)、「主に母親」(37.2%)とこの2つの回答が圧倒的に多くなっています。

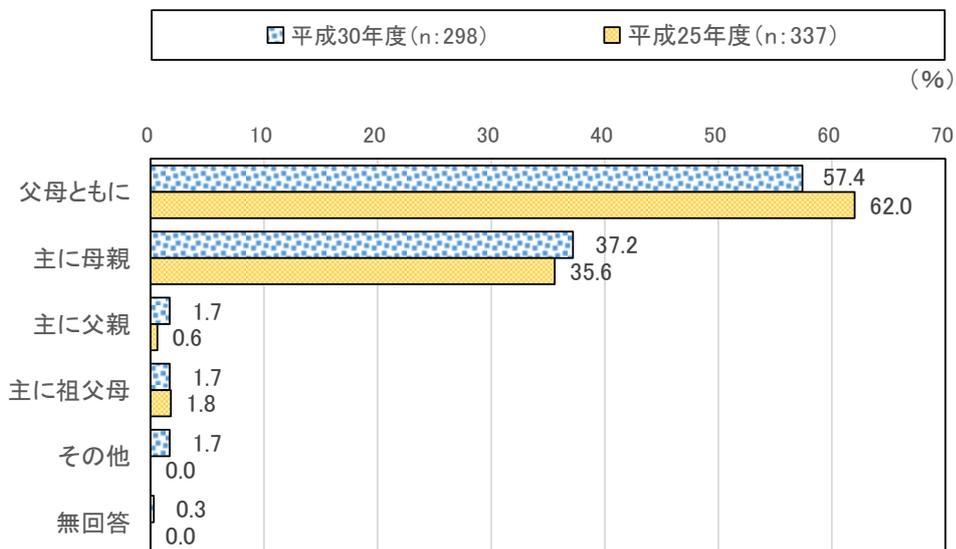
前回調査結果と比較すると「父母ともに」が4.6ポイント減少し、「主に母親」は1.6ポイント増加しています。

■子育てを主に行っている方

【就学前児童】



【就学児童】



②子育てに影響すると思われる環境

就学前児童の子育て（教育を含む）に最も影響すると思われる環境は、「家庭」が92.9%と最も多く、次いで「保育所」（70.5%）となっています。

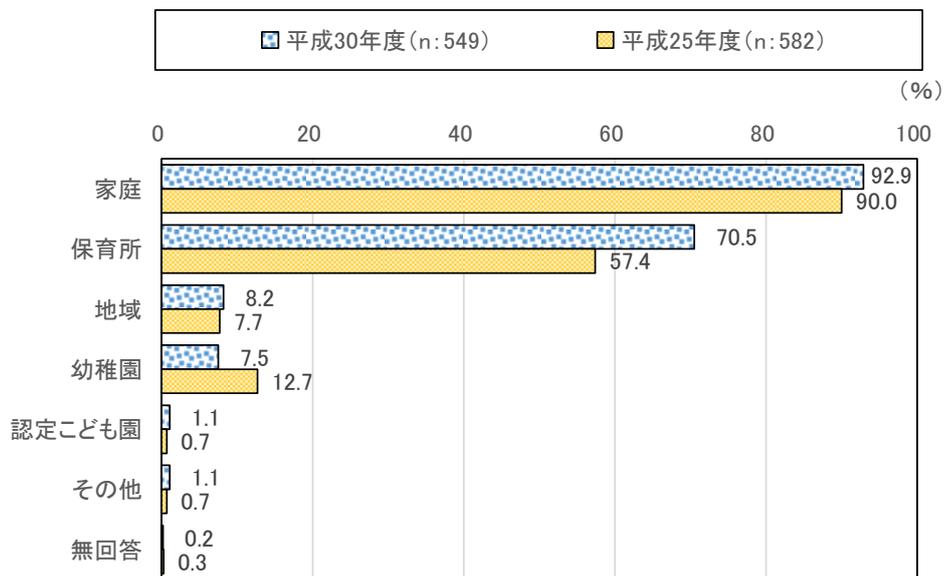
前回調査結果と比較すると「保育所」が13.1ポイント増加しています。

就学児童の子育て（教育を含む）に最も影響すると思われる環境は、「家庭」が87.2%と最も多く、次いで「小学校」（81.5%）となっています。

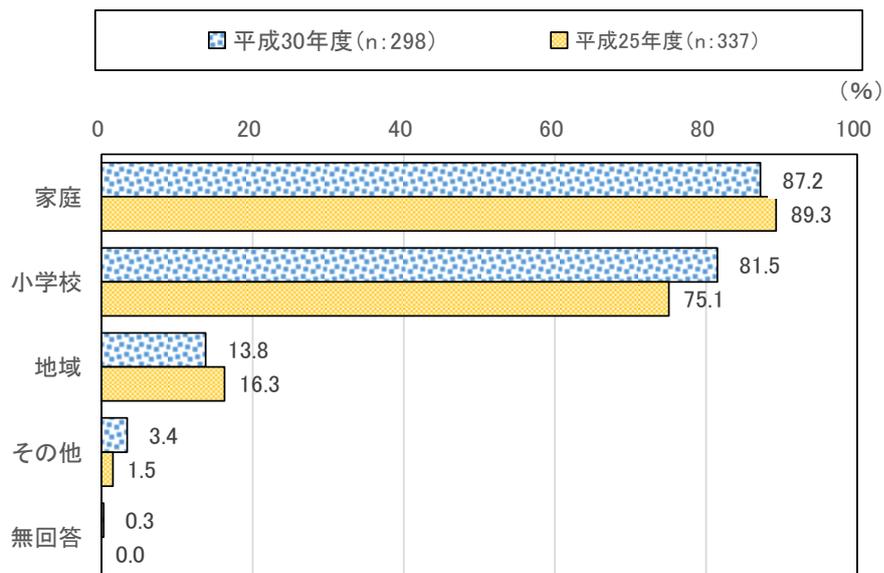
前回調査結果と比較すると「家庭」が2.1ポイント減少し、「小学校」が6.4ポイント増加しています。

■子育てに影響すると思われる環境

【就学前児童】



【就学児童】



③子どもをみてもらえる親族・知人

就学前児童の日ごろ、子どもをみてもらえる親族・知人がいるかは、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が55.0%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(46.3%)となっています。

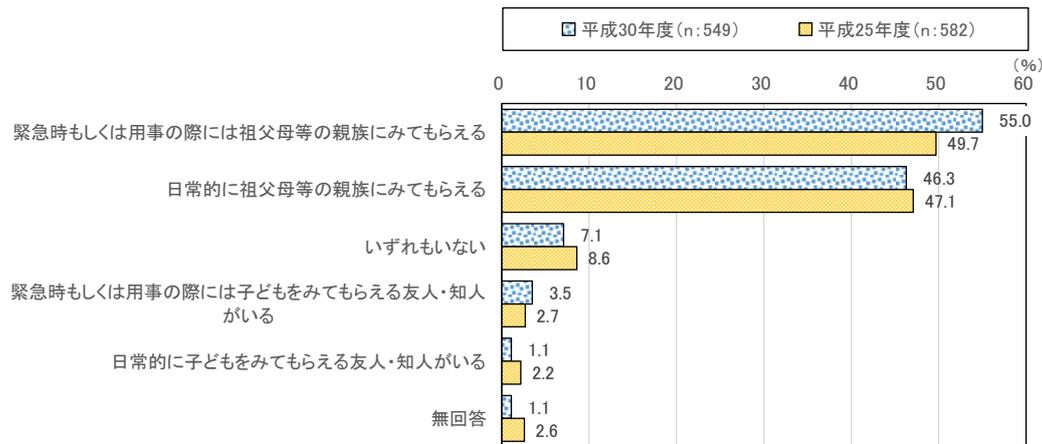
前回調査結果と比較すると「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が5.3ポイント増加し、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」は0.8ポイント減少しています。

就学児童の日ごろ、子どもをみてもらえる親族・知人がいるかは、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(53.7%)と最も多く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(40.3%)となっており、比較的、祖父母や親族等に預けられるという回答が多くなっています。

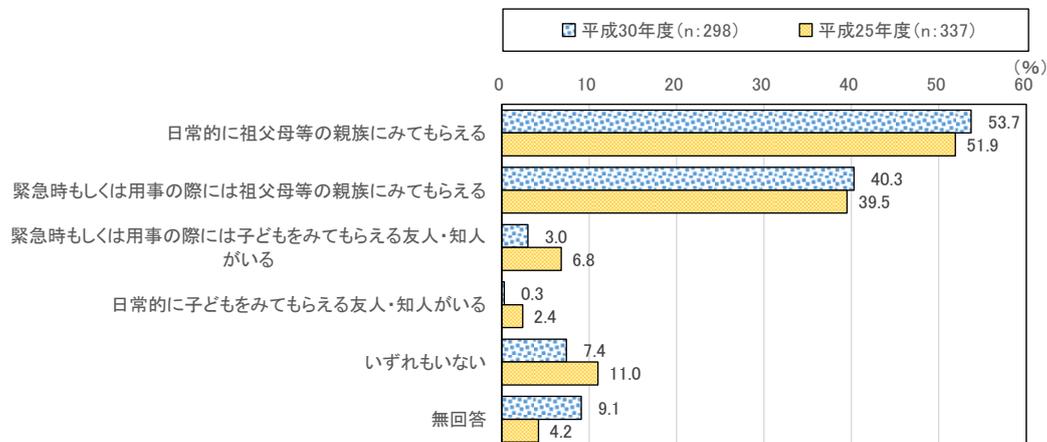
前回調査結果と比較すると「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が1.8ポイント、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が0.8ポイント増加しています。

■子どもをみてもらえる親族・知人

【就学前児童】



【就学児童】



④相談者及び相談できる場所

就学前児童の子どもの子育て（教育を含む）をする上で、「気軽に相談できる人、場所」は、90.5%が「いる・ある」と回答しているものの、「いない・ない」という回答も3.1%あります。

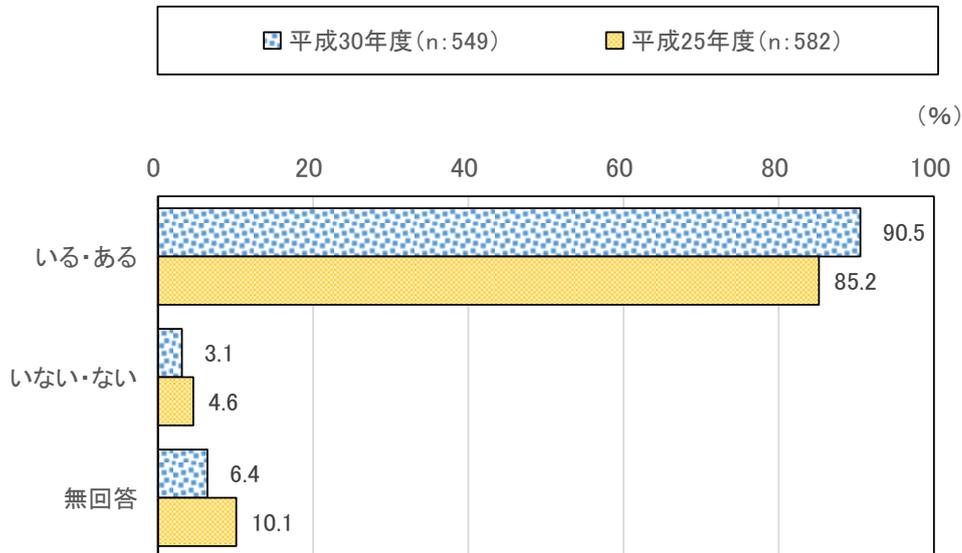
前回調査結果と比較すると、「気軽に相談できる人、場所」が「いる・ある」が5.3ポイント増加しています。

就学児童の子どもの子育て（教育を含む）をする上で、「気軽に相談できる人、場所」は、89.3%が「いる・ある」と回答しているものの、「いない・ない」という回答も4.0%あります。

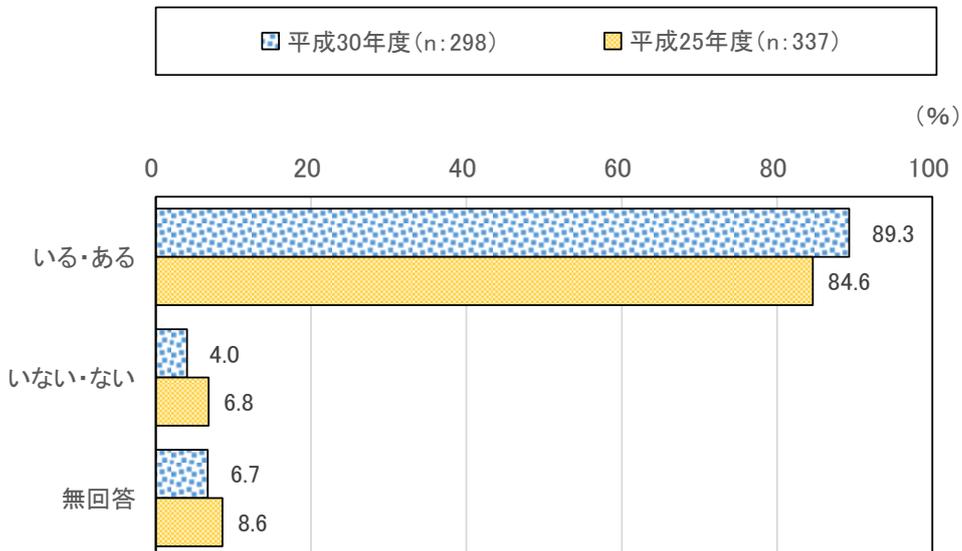
前回調査結果と比較すると、「気軽に相談できる人、場所」が「いる・ある」が4.7ポイント増加しています。

■相談者及び相談できる場所

【就学前児童】



【就学児童】



⑤母親の就労状況

就学前児童の母親の現在の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が47.9%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(26.4%)、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(10.2%)となっています。

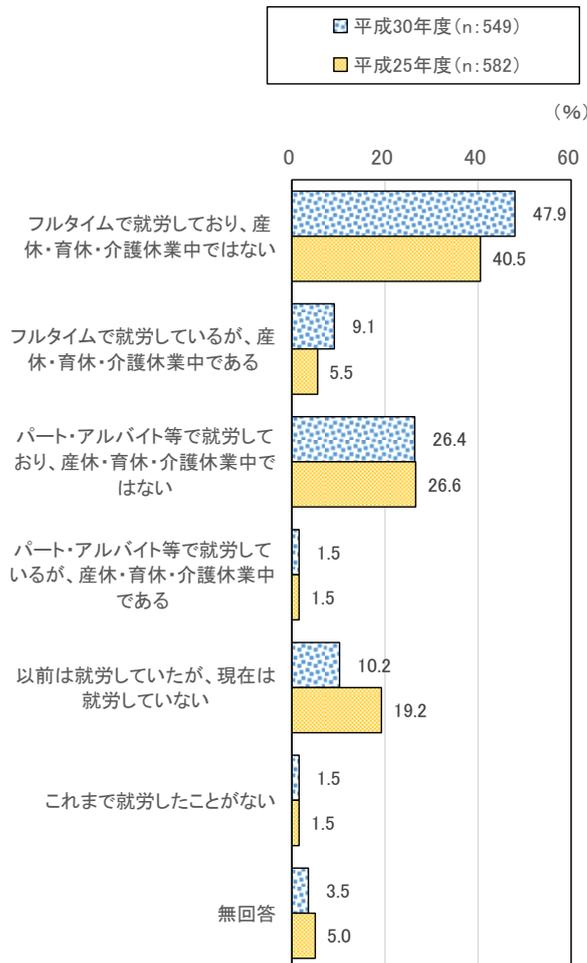
前回調査結果と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が7.4ポイント増加し、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」は0.2ポイント減少しています。

就学児童の母親の現在の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」53.0%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(32.2%)、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(7.0%)となっています。

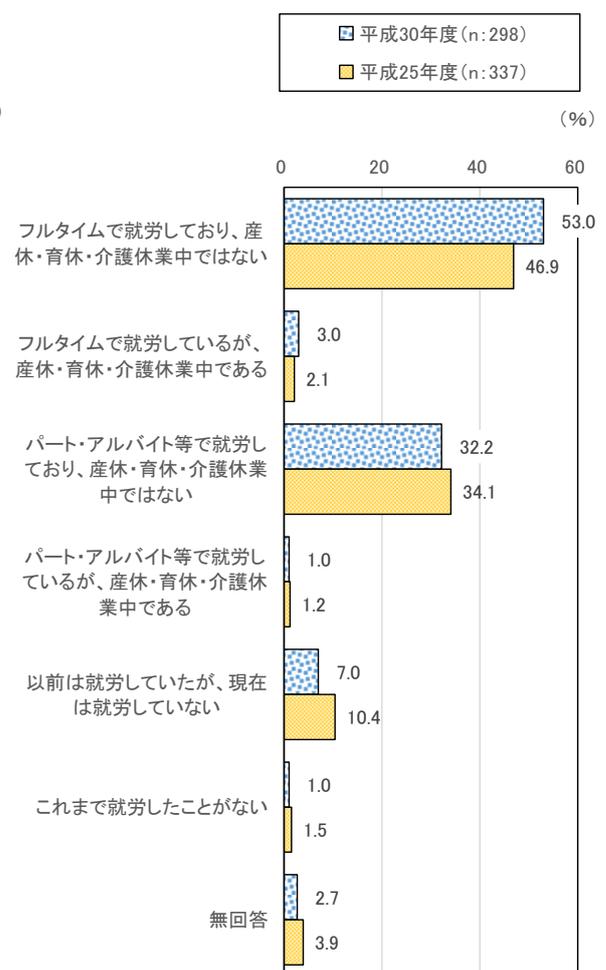
前回調査結果と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が6.1ポイント増加し、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」は1.9ポイント減少しています。

■母親の就労状況

【就学前児童】



【就学児童】



⑥就労希望

就学前児童の現在就労していない母親の今後の就労希望は、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が40.6%と最も多く、次いで「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったところに就労したい」が(39.1%)となっています。

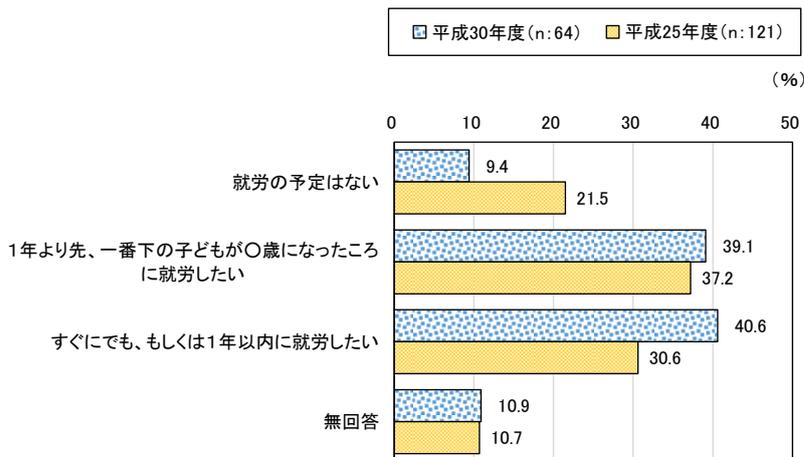
前回調査結果と比較すると「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が10.0ポイント、「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったところに就労したい」が1.9ポイントそれぞれ増加しています。

就学児童の現在就労していない母親の今後の就労希望は、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が33.3%と最も多く、次いで「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったところに就労したい」、「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」(20.8%)となっています。

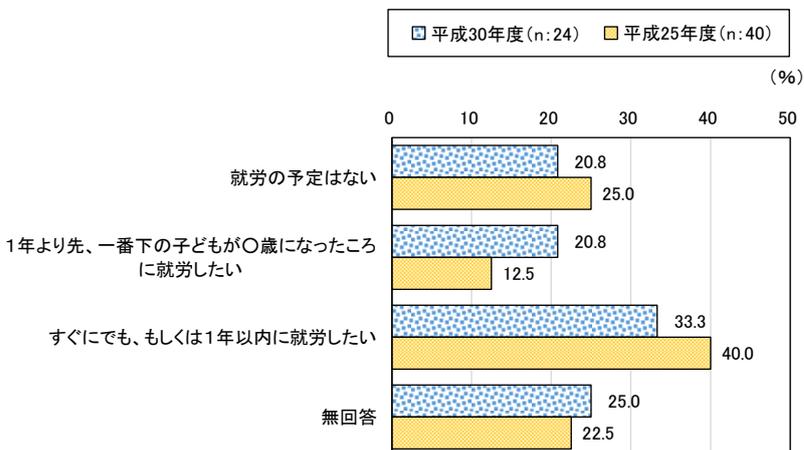
前回調査結果と比較すると、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が6.7ポイント減少する一方、「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったところに就労したい」が8.3ポイント増加しています。

■就労希望

【就学前児童】



【就学児童】



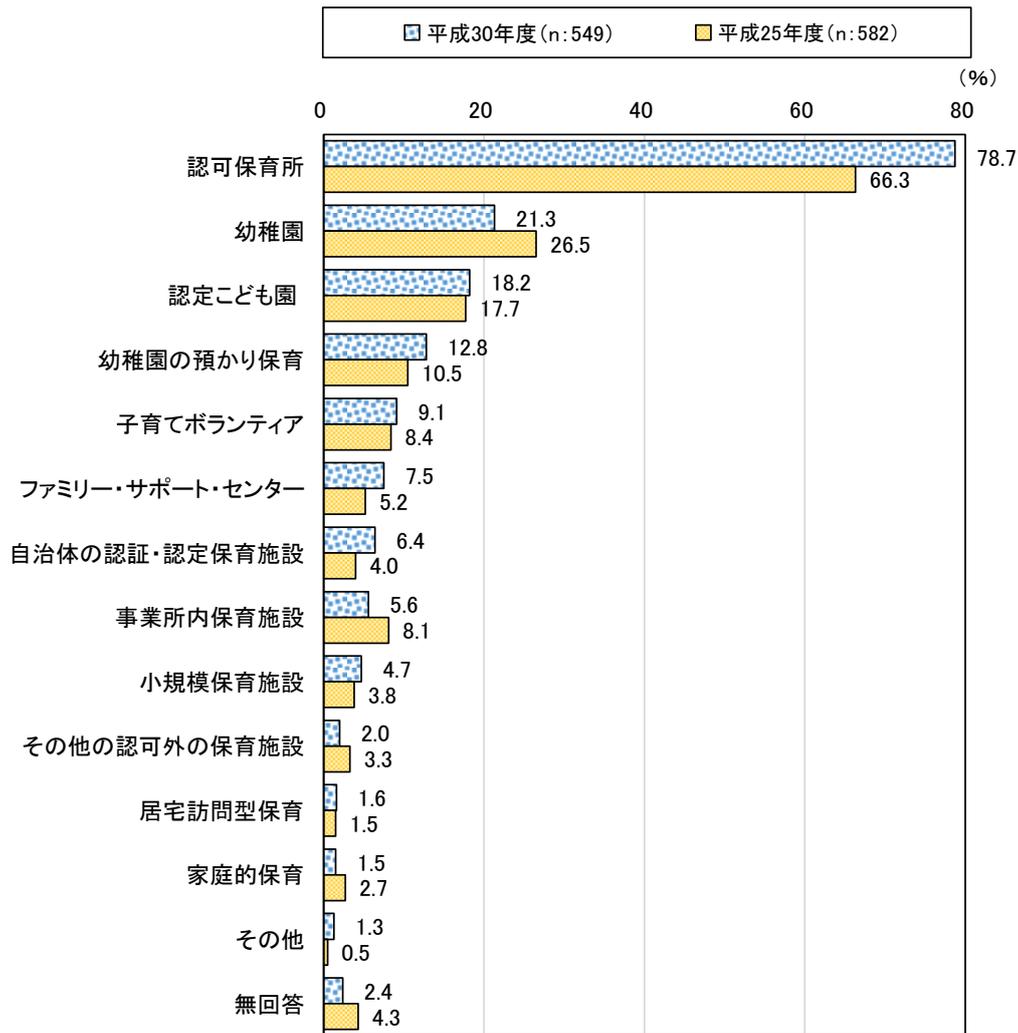
⑦平日の教育・保育の事業として定期的にご利用したい事業

就学前児童の平日の教育・保育の事業として、「定期的に」ご利用したいと考える事業は、「認可保育所」が78.7%と最も多くなっています。

前回調査結果を比較すると、「認可保育所」は12.4ポイント増加し、幼稚園が5.2ポイント減少しています。

■平日の教育・保育の事業として定期的にご利用したい事業

【就学前児童】



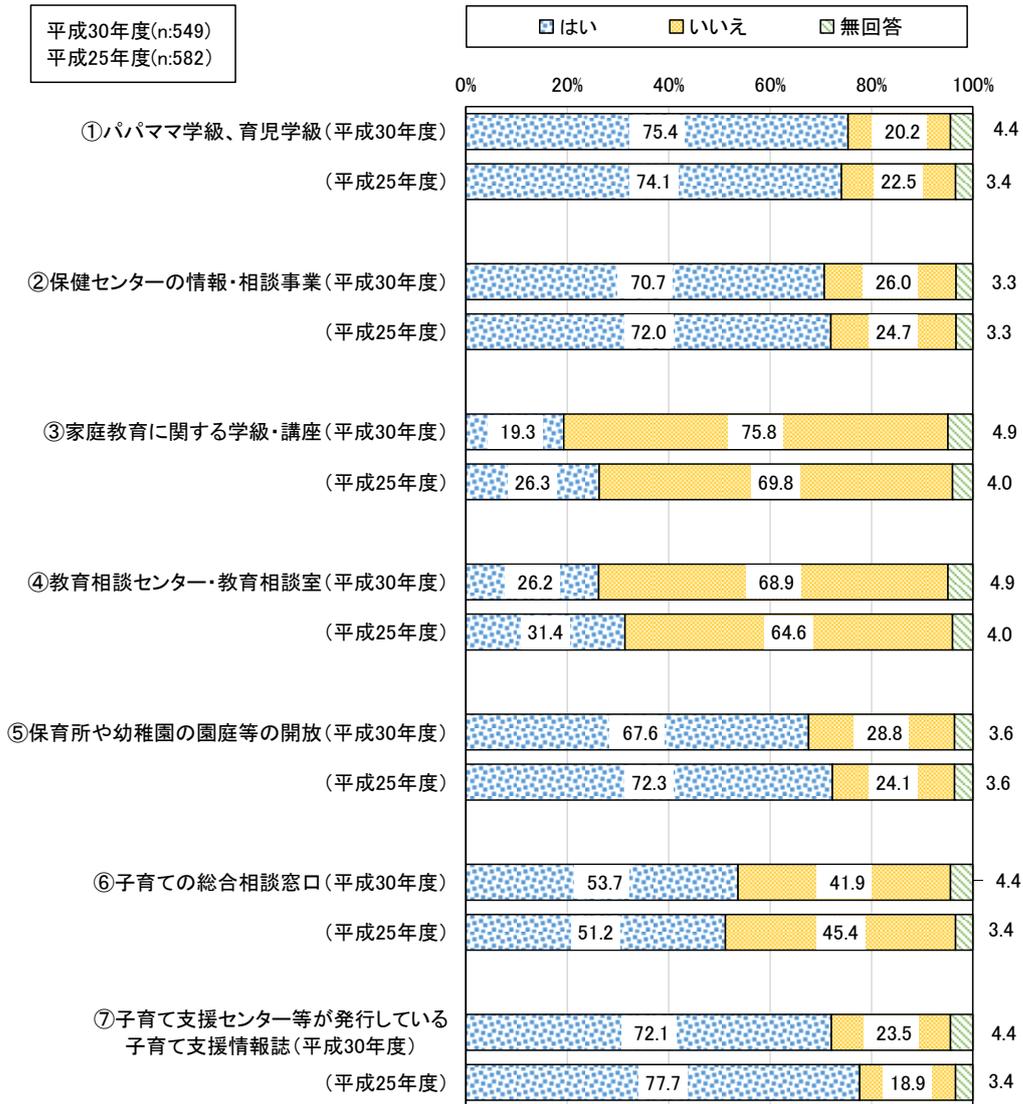
⑧子育て支援サービスの認知度

雫石町で実施している子育て支援サービスの認知度は、「①パパ・ママ学級、育児学級」が75.4%と最も高く、次いで「⑦子育て支援センター等が発行している子育て支援情報誌」（72.1%）、「②保健センターの情報・相談事業」（70.7%）と、この3つの事業の認知度が7割を超えています。

一方、最も認知度が最も低いのは、「③家庭教育に関する学級・講座」の19.3%となっています。

■子育て支援サービスの認知度

【就学前児童】



◎放課後の過ごし方

就学前の小学校低学年（1～3年生）の放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかは、「放課後児童クラブ」が66.7%と最も多く、次いで「自宅」（38.3%）、「習い事」（19.8%）の順となっています。

前回調査結果と比較すると、「自宅」が減少となっています。

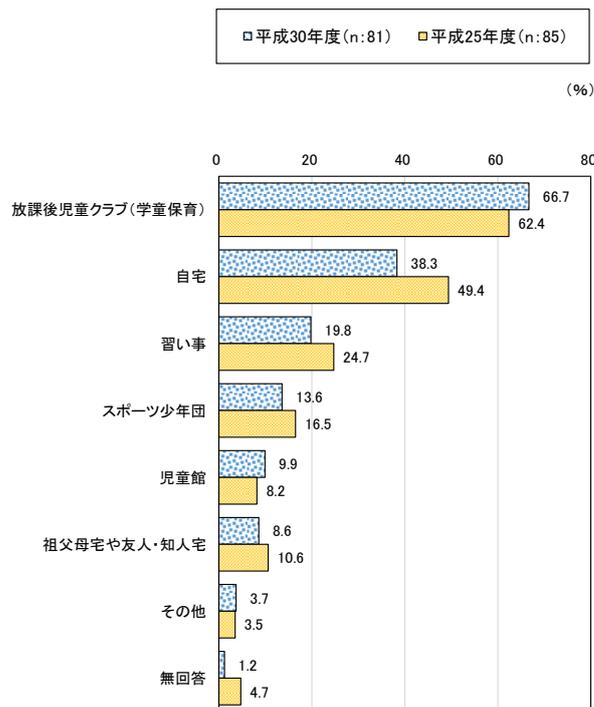
小学校低学年で、放課後をどのような場所で過ごしている、又は過ごさせたいかは、「放課後児童クラブ」が60.7%と最も多く、次いで「自宅」（53.7%）、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（27.2%）、「スポーツ少年団」（17.4%）の順となっています。

前回調査結果と比較すると「放課後児童クラブ」が15.3ポイントと大幅に増加しています。

■放課後の過ごし方

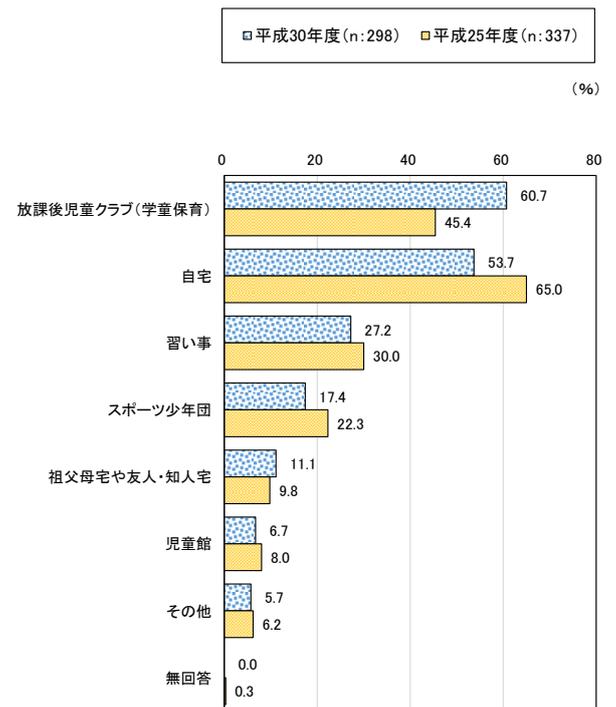
【就学前児童】

（小学校低学年での希望）



【就学児童】

（低学年の放課後の過ごし方）



就学前児童の小学校高学年（4～6年生）の放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかは、「自宅」が59.3%と最も多く、次いで、「放課後児童クラブ」（42.0%）、「習い事」（32.1%）の順となっています。

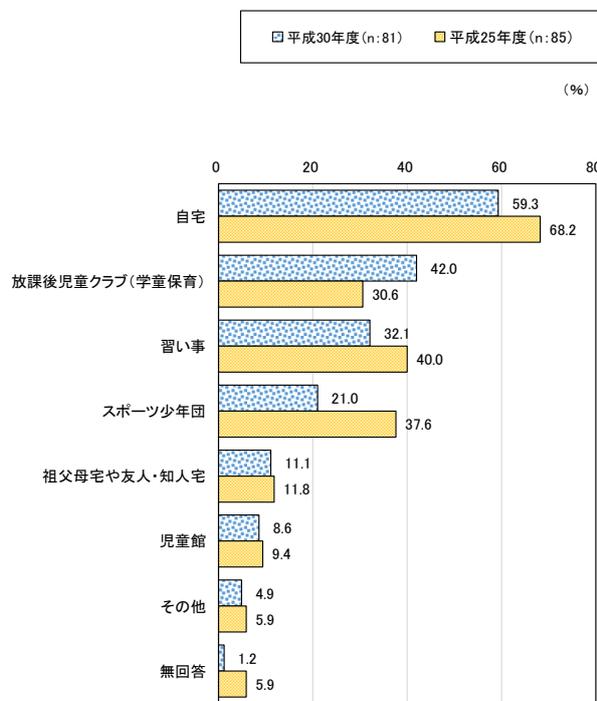
前回調査結果と比較すると「自宅」が8.9ポイント減少し、「放課後児童クラブ」が11.4ポイント増加しています。

就学児童の小学校高学年で、放課後をどのような場所で過ごしている、又は過ごさせたいかは、「自宅」が69.8%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ」（40.9%）、「習い事」（35.6%）、「スポーツ少年団」（26.8%）の順となっています。

前回調査結果と比較すると「自宅」が2.7ポイント、「放課後児童クラブ」が13.6ポイントそれぞれ増加しています。

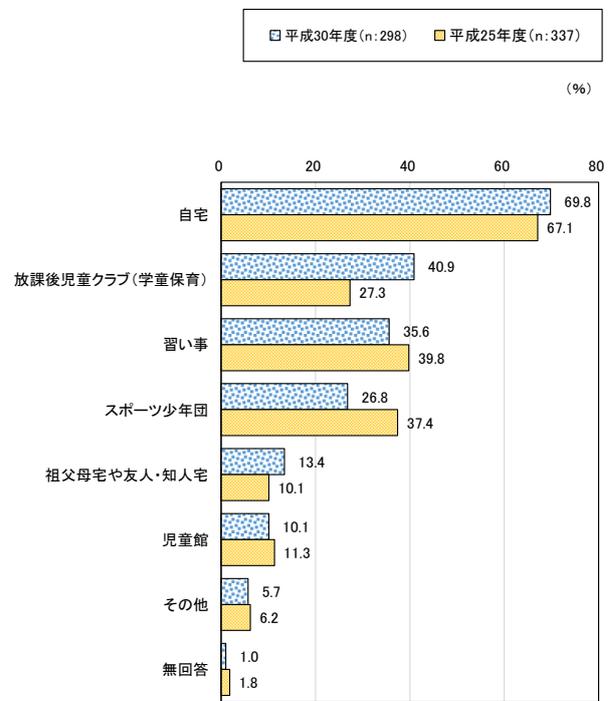
【就学前児童】

（小学校高学年での希望）



【就学児童】

（高学年の放課後の過ごし方）

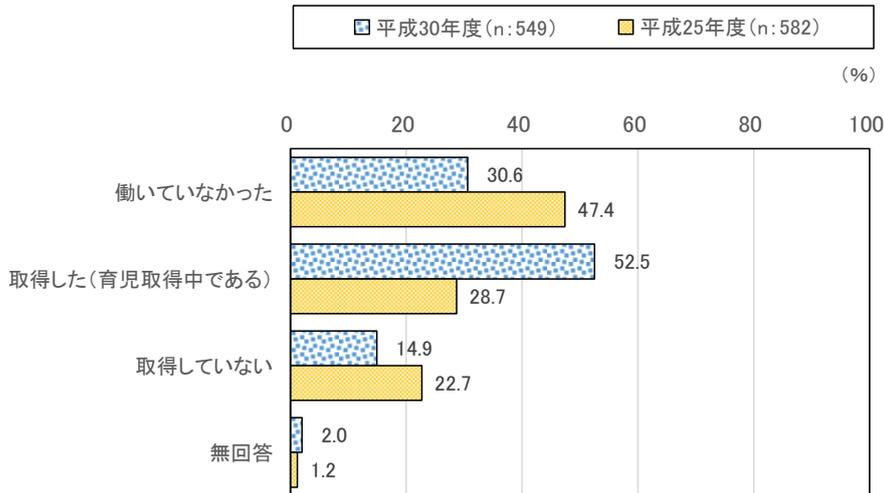


⑩育児休業の取得状況

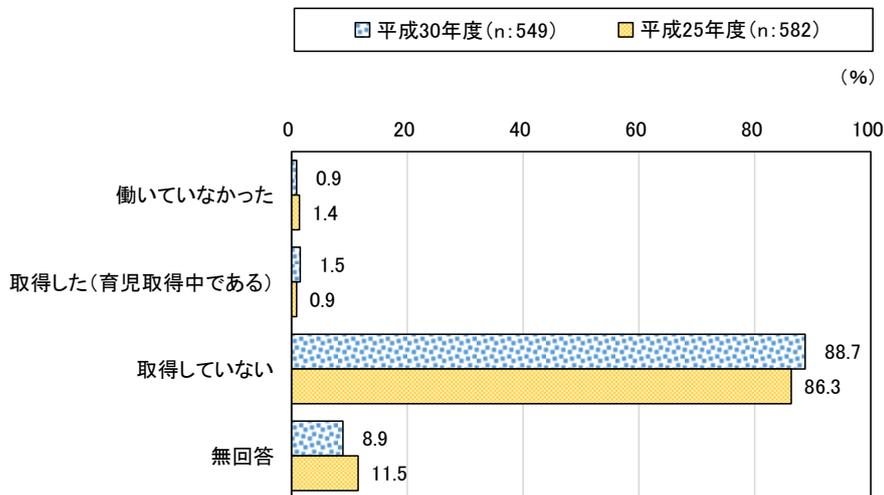
就学前児童の親の育児休業の取得状況は、母親が52.5%、父親が1.5%となっています。前回調査結果と比較すると、「育児休業の取得」の割合は、「母親」は23.8ポイント増加しています。

■育児休業の取得状況【就学前児童】

【母親】



【父親】



⑪ 育児休業を取得していない理由

就学前児童の母親が育児休業を取得していない理由は、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が20.7%と最も多く、次いで「子育てや家事に専念するため退職した」(19.5%)、「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」(19.5%)、「収入減となり、経済的に苦しくなる」(18.3%)、「保育所などに預けることができた」(13.4%)などの順となっています。

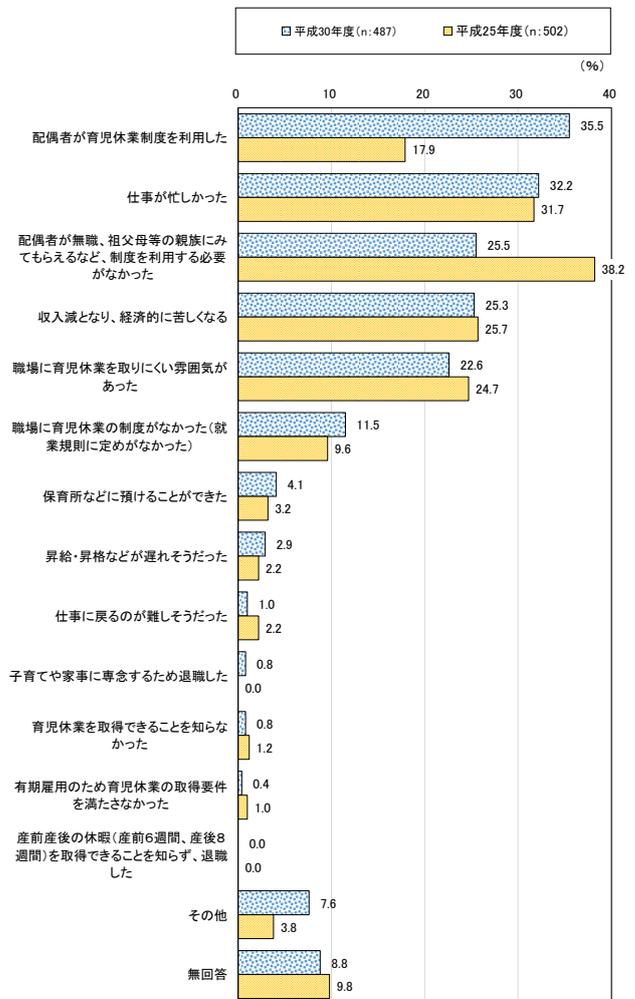
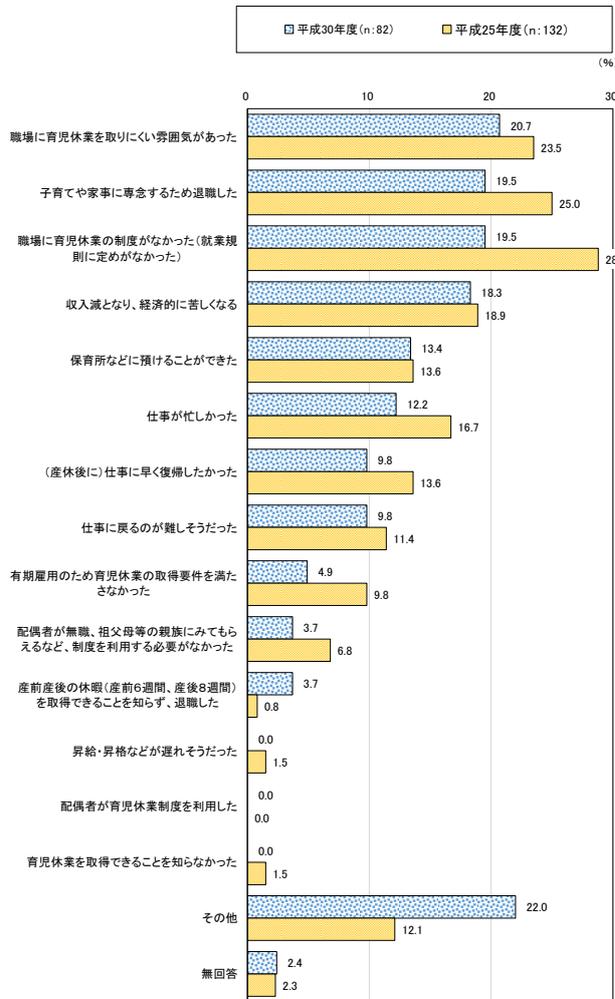
父親が育児休業を取得していない理由は、「配偶者が育児休業制度を利用した」が35.5%と最も多く、次いで「仕事が忙しかった」(32.2%)、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」(25.5%)などの順となっています。

前回調査結果と比較すると、母親は、ほとんどの項目が減少しており、父親では「配偶者が育児休業制度を利用した」が大幅に増加しています。

■ 育児休業を取得していない理由【就学前児童】

【母親】

【父親】



⑫子育てに関して、悩んでいること

就学前児童の子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることは、「子どもとの時間を十分とれないこと」が36.6%と最も多く、次いで「食事や栄養に関すること」(32.4%)、「子どもの教育に関すること」(26.4%)「病気や発育・発達に関すること」(25.3%)の順となっています。

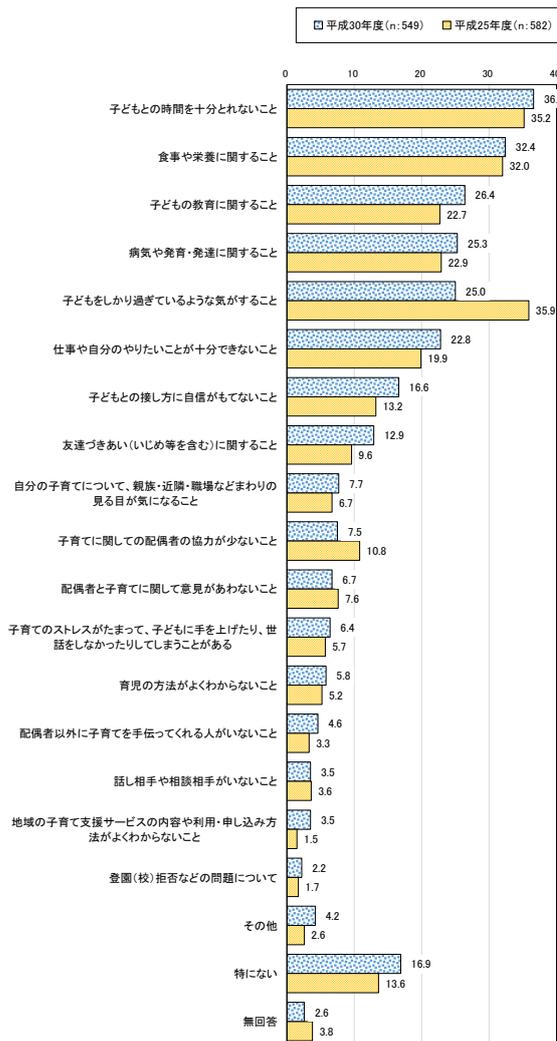
前回調査結果と比較すると、上位の3項目はいずれも前回調査結果の割合を上回っています。

就学児童の子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることは、「子どもとの時間を十分とれないこと」が36.6%と最も多く、次いで「子どもをしかり過ぎているような気がする」(30.9%)、「子どもの教育に関すること」(25.8%)、「食事や栄養に関すること」(24.5%)の順となっています。

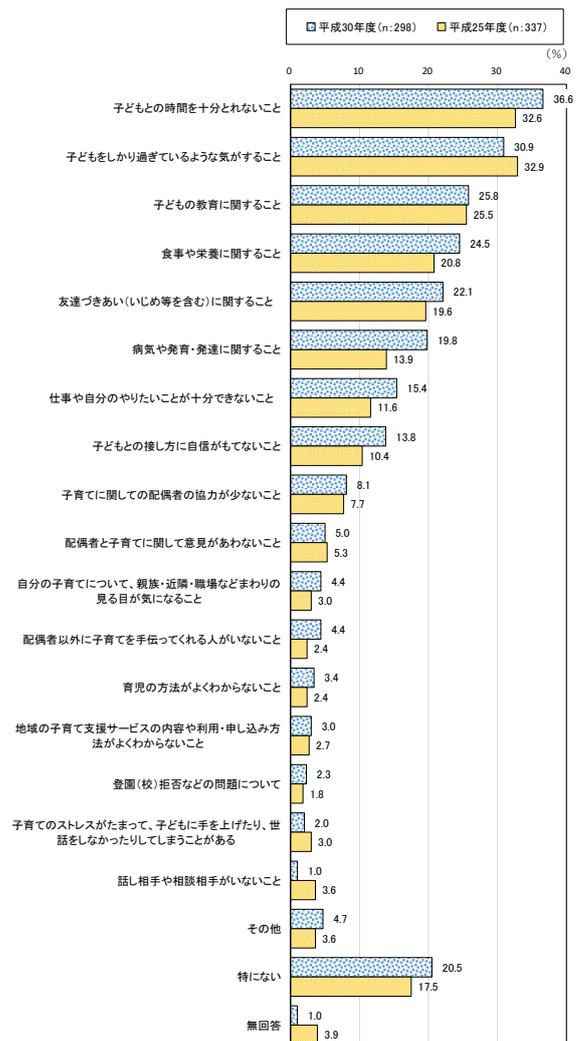
前回調査結果と比較すると、「子どもとの時間を十分とれないこと」が4.0ポイント増加しています。

■子育てに関して、悩んでいること

【就学前児童】



【就学児童】



⑬子育てをする上で、不安に思うこと

就学前児童の子育てをする上で、特に不安に思っていることや困っていることは、「子育てで出費がかさむ」が43.0%と最も多く、次いで、「自分の自由な時間が持てない」(33.0%)、「子育てによる身体の疲れが大きい」(29.1%)などの順となっています。

また、19.3%が「不安に思うことはない」と回答しています。

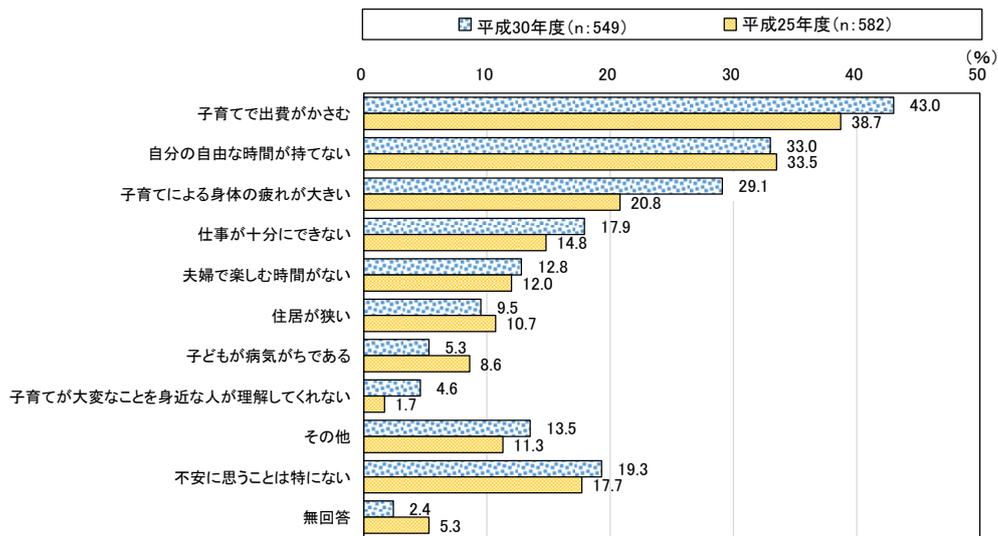
前回調査結果と比較すると、「子育てで出費がかさむ」が4.3ポイント、「子育てによる身体の疲れが大きい」が8.3ポイント増加となっています。

就学児童の子育てをする上で、特に不安に思うこと、困っていることは、「子育てで出費がかさむ」が49.7%と最も多く、次いで「自分の自由な時間が持てない」(25.8%)、「子育てによる身体の疲れが大きい」(19.8%)の順となっています。

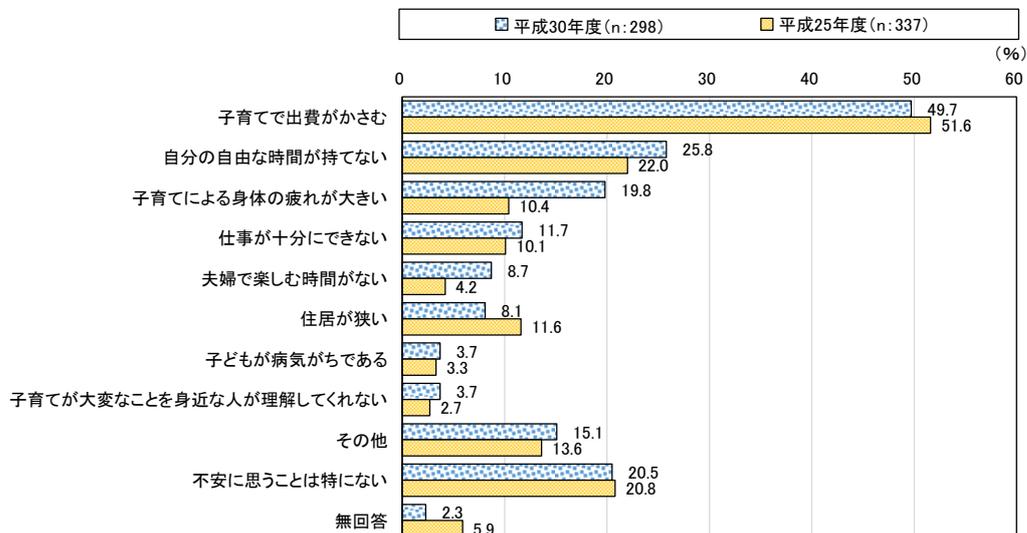
前回調査結果と比較すると「自分の自由な時間が持てない」が3.8ポイント、「子育てによる身体の疲れが大きい」が9.4ポイント増加しています。

■子育てをする上で、不安に思うこと

【就学前児童】



【就学児童】



⑭仕事と子育ての両立について

就学前児童の仕事と子育てを両立させる上で特に大変だと感じることは、「子どもと接する時間が少ない」が44.6%と最も多く、次いで「急な残業が入ってしまう」(33.7%)、「自分が病気、怪我をした時や子どもが急に病気になったときに代わりに面倒をみる人がいない」(28.6%)の順となっています。

前回調査結果と比較すると、上位の3項目はいずれも前回調査結果の割合を上回っています。

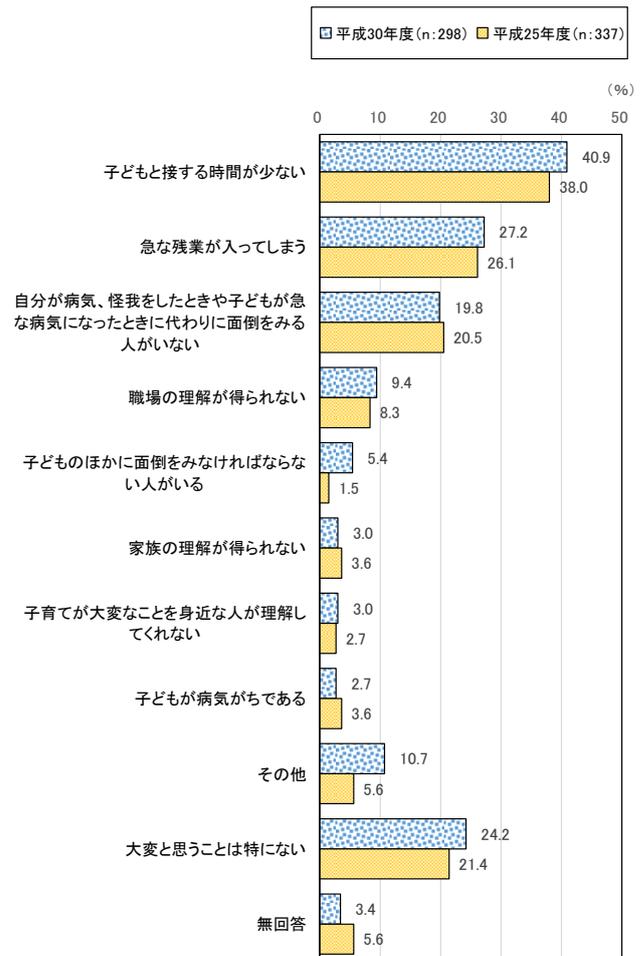
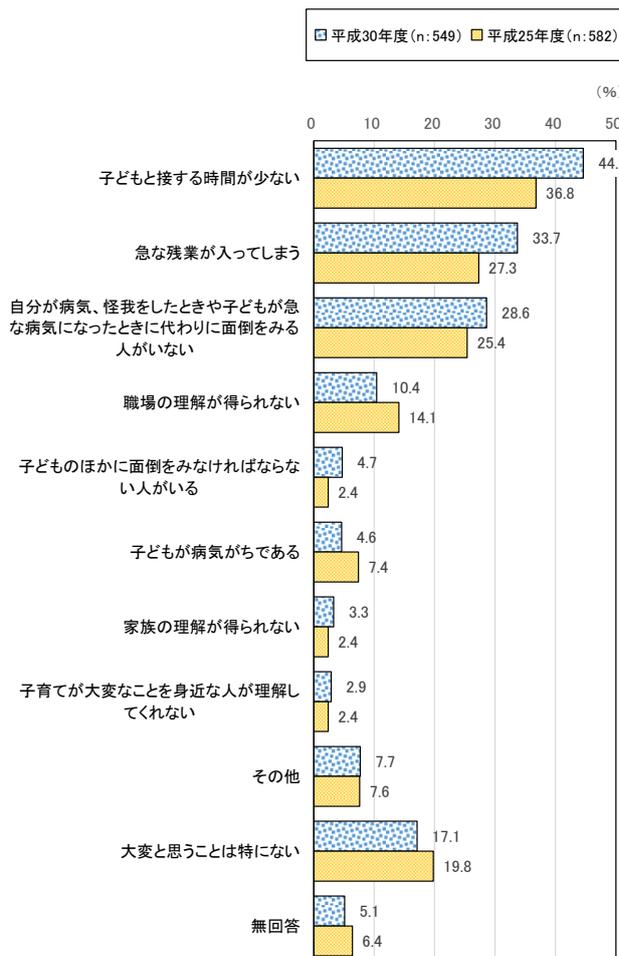
就学児童の仕事と子育てを両立させる上で特に大変だと感じることは、「子どもと接する時間が少ない」が40.9%と最も多く、次いで「急な残業が入ってしまう」(27.2%)、「自分が病気、怪我をしたときや子どもが急な病気になったときに代わりに面倒をみる人がいない」(19.8%)の順となっています。

前回調査結果と比較すると「子どもと接する時間が少ない」が2.9ポイント、「大変と思うことは特にない」が2.8ポイント増加しています。

■仕事と子育てを両立する上で大変だと感じること

【就学前児童】

【就学児童】



⑮子どもの遊び場について

就学前児童の家の近くの子どもの遊び場について、日頃どのように感じているかは、「雨の日に遊べる場所がない」が60.1%と最も多く、次いで「近くに遊び場がない」(43.0%)、「遊具などの種類が充実していない」(26.0%)の順となっています。

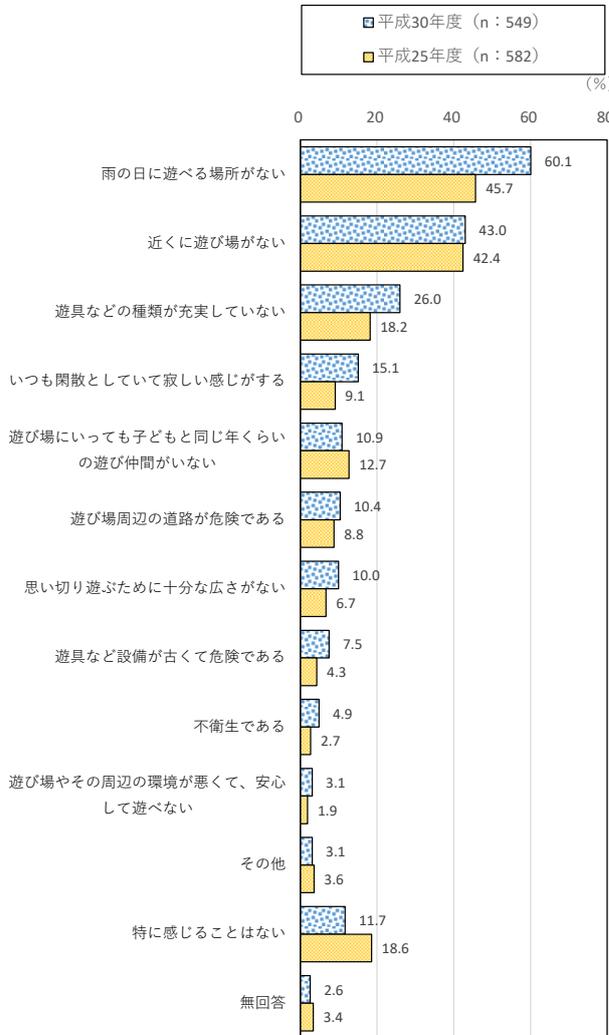
前回調査結果と比較すると「雨の日に遊べる場所がない」が14.4ポイント増加しています。

就学児童の家の近くの子どもの遊び場について、日頃どのように感じているかは、「雨の日に遊べる場所がない」が58.7%と最も多く、次いで「近くに遊び場がない」(44.3%)、「遊具などの種類が充実していない」(29.5%)の順となっています。

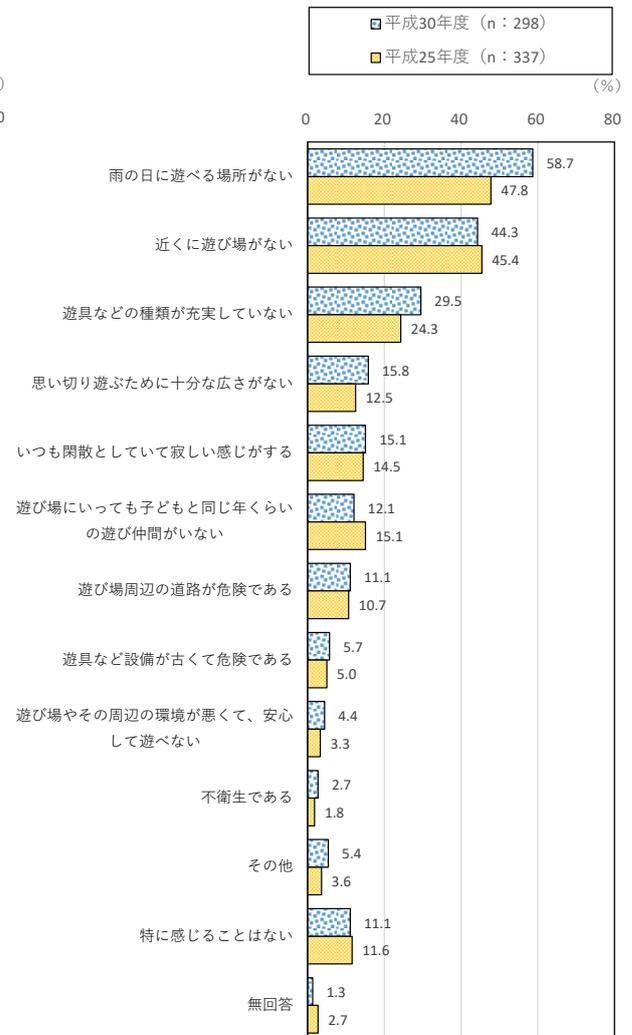
前回調査結果と比較すると「雨の日に遊べる場所がない」が10.9ポイント増加しています。

■子どもの遊び場について

【就学前児童】



【就学児童】



⑩子どもとの外出の際、困ること

就学前児童の子どもとの外出の際、困ること・困ったことは、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていないこと」が34.8%で最も多く、次いで「小さい子どもとの食事に配慮された場所がないこと」(30.6%)、「買い物や用事の合間に気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと」(26.8%)の順となっています。

また、「特に困っていること・困ったことはない」という回答も23.5%ありました。

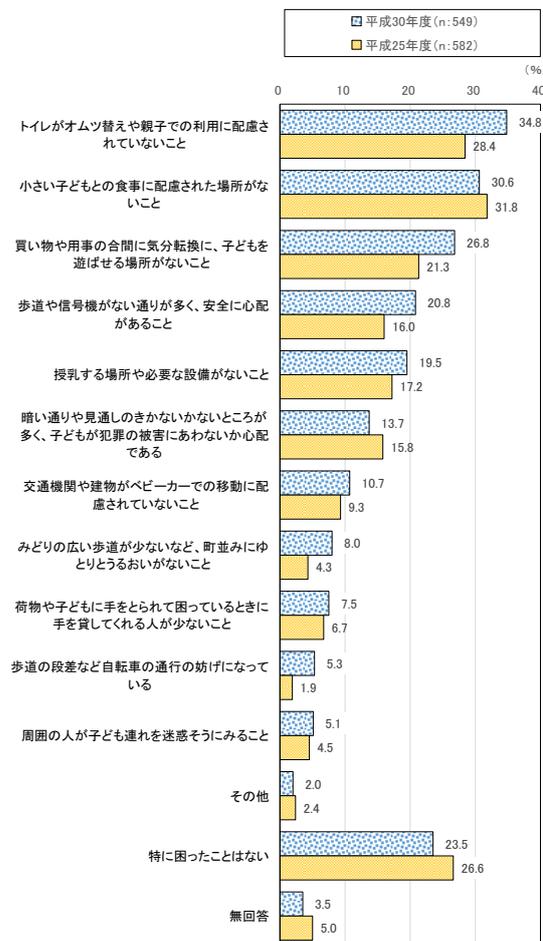
前回調査結果と比較すると、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていないこと」が6.4ポイント増加しています。

就学児童の子どもとの外出の際、困ること・困ったことは、「歩道や信号機がない通りが多く、安全に心配があること」が20.8%と最も多く、次いで「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配である」(21.7%)、「買い物や用事の合間に気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと」(19.6%)の順となっています。

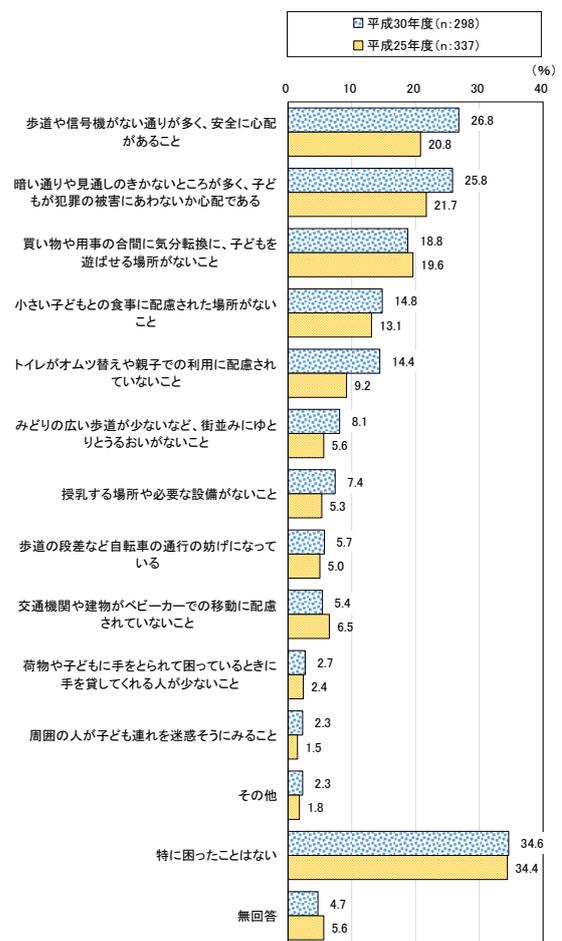
前回調査結果と比較すると「歩道や信号機がない通りが多く、安全に心配があること」が6.0ポイント、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配である」が4.1ポイント増加しています。

■子どもとの外出の際、困ること

【就学前児童】



【就学児童】



⑰行政に対して、どのような子育て支援の充実を図ってほしいか

就学前児童の町に対して、充実して欲しい子育て支援は、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が61.9%と最も多く、次いで「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」(40.4%)、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備支援してほしい」(32.8%)の順となっています。

前回調査結果と比較すると、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が10.2ポイント増加、「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」が16.0ポイントの減少となっています。

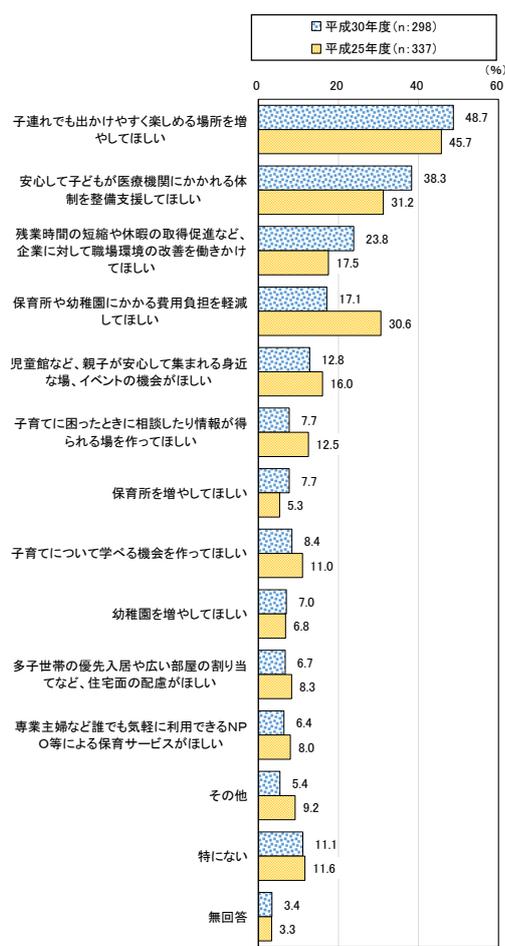
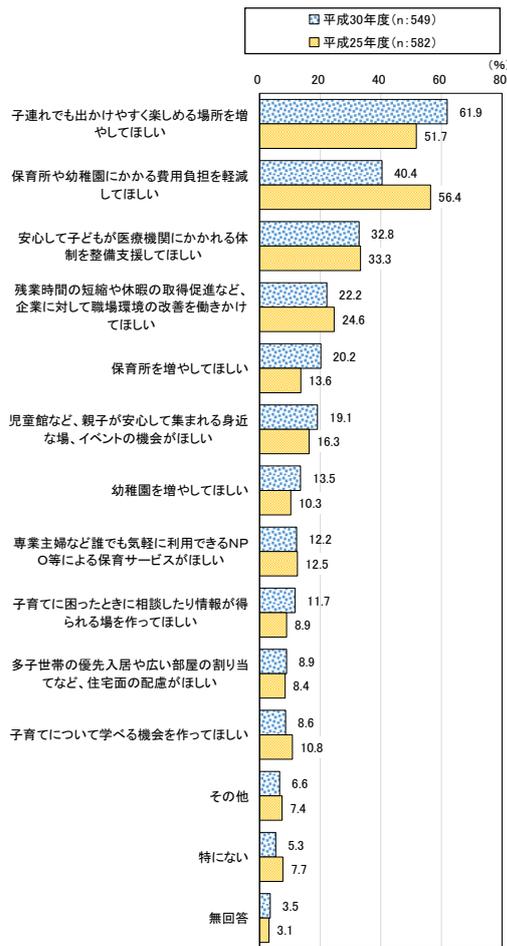
就学児童の町に対して、充実してほしい子育て支援は、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が48.7%と最も多く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備支援してほしい」(38.3%)、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」(23.8%)の順となっています。

前回調査結果と比較すると4番目に多くあげられている「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」が13.5ポイントと大幅に減少しています。

■行政に対して、どのような子育て支援の充実を図ってほしいか

【就学前児童】

【就学児童】



(3) 調査結果のまとめ

核家族化の進展により育児に協力してもらえ人が周囲にいないと感じたり、働きながら子どもを育てていく上での不安や悩みを抱える家庭もあることから、子育てニーズに対応した支援や、妊娠期から子育て期にわたる総合的な支援が求められています。

また、子育てで出費がかさむと感じている割合が高く、経済的負担の軽減について検討が必要です。

■子育ての状況について

- 子育てを主に行っている人に、母親が多く、子育てにおける母親の負担軽減が求められています。【就学前児童・就学児童】
- 比較的、親族・知人等に日頃子どもをみてもらえる環境が整っているものの、「いずれもない」という回答もあり支援が必要な人もいます。【就学前児童・就学児童】
- 育児や子育てに関して、相談者がいない人がおり、育児への不安や負担へつながることから現状の把握、支援が必要です。【就学前児童・就学児童】

■放課後の過ごし方について

- 小学校低学年での放課後の過ごし方の希望は、放課後児童クラブに対する利用意向が高いことから現在の就学前児童が小学校低学年となる際の量的確保、多様なニーズへの対応が求められます。【就学前児童】
- 小学校低学年での放課後の過ごし方は、放課後児童クラブが高いことから現状のニーズを把握して、量的確保、多様なニーズへの対応が求められます。【就学児童】
- 小学校高学年での放課後の過ごし方の希望は、放課後児童クラブに次いで、習い事をさせたいという意向が高くなることから、学習塾や各種教室、スポーツ少年団など、地域で支える子育ての充実が求められます。【就学前児童】
- 小学校高学年になると放課後児童クラブに次いで、習い事をさせたいという意向が高くなることから、現状のニーズを把握して、学習塾や各種教室、スポーツ少年団など、地域で支える子育ての充実が求められます。【就学児童】

■保育事業について【就学前児童】

- 保育事業の利用者は82.3%おり、その大半は、「認可保育所」となっています。
- 保育事業の今後の利用希望では「認可保育所」が最も多いですが、現在の利用状況と比較すると、「認可保育所」の利用意向割合が下がり、「幼稚園」、「認定こども園」の利用意向割合が増加しています。
- 地域子育て支援拠点事業の利用者が1割程度と低いことから、事業の周知等を行うとともに、利用したい人が利用できる環境整備が必要です。
- 「家庭教育に関する学級・講座」の認知度が低いサービスがあることから、必要な人が必要な時に利用できるよう周知していくことが必要です。
- 土曜日や休日の保育事業の利用希望は、土曜日で約6割、日曜日・祝日で約3割の利用希

望があります。

- 子どもが病気の際の対応については、比較的、両親の対応や親族知人の支援によって対応がなされていますが、それが難しい人もいますので、何らかの支援対策が必要です。
- 保護者の用事等での一時預かりについても、子どもが病気の際の対応と同様に比較的、両親の対応や親族知人の支援によって対応がなされていますが、それが難しい人もいますので、何らかの支援対策が必要です。
- 保育所等の費用にも負担感が大きく、経済的な支援が求められています。

■育児休暇等について【就学前児童】

- 制度的には女性も男性も育児休暇を取ることは可能ですが、大半が女性による取得となっています。男性の育児休暇の取得には、事業主や周りの理解が必要となります。
- 育児休業について、母親の取得していない最も多い理由が「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」となっています。また、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」という回答も比較的多いことから事業主や周りの理解が必要となります。
- 育児休業給付、保険料免除を知らない人が比較的多いので、周知が必要です。
- 短時間勤務制度についても育児休業制度と同様に、利用しなかった理由として、「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」があげられているので、事業主や周りの理解が必要となります。

■母親の就労について

- 今後就労を望む母親がおり、子どもが預けられないなど、環境によって就労意向が妨げられることがないように保育サービスの量的な確保等が求められます。【就学前児童】
- 仕事と子育てを両立させる上で大変なことでは、「子どもと接する時間が少ない」が最も多い回答となっていますが、「急な残業が入ってしまう」、「自分が病気、怪我をしたときや子どもが急な病気になったときに代わりに面倒をみる人がいない」という回答も比較的多く、このようなことに対する多様な支援が必要です。【就学前児童・就学児童】
- 今後就労を望む母親がおり、子どもが預けられないなど、環境によって就労意向が妨げられないよう放課後児童クラブ等の量的な確保等が求められます。【就学児童】

■子育ての悩み等について

- 8割前後の人が子育てに関しての不安や負担を感じています。【就学前児童・就学児童】
- 子育てをする上で、特に不安に思っていることは、「子育てで出費がかさむ」となっており、経済的な支援が求められています。【就学前児童・就学児童】
- 子育てに関して悩んでいることは、「子どもをしかり過ぎているような気がする」という回答が多く、ストレスや日常的なしつけがエスカレートし虐待につながる場合もあることから、早期対応など予防対策が必要です。【就学前児童・就学児童】

■子育て支援施策について

- 「雨の日に遊べる場所がない」、「近くに遊び場がない」など子どもの遊び場に対する要望が非常に多くなっています。【就学前児童・就学児童】
- 子連れでも出かけやすい場所の確保が求められていることから、場所の確保に加え、子連れに対する周りの配慮も必要です。【就学前児童・就学児童】
- 子どもが病気などの際に安心して子育てができるよう、医療体制の充実が求められています。【就学児童】
- 保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしいと回答した割合が4割あることから経済的支援の検討が必要です。【就学児童】

これらの調査結果を踏まえ、把握した課題や求められている事項について「第4章 子どもと子育て支援の基本的な考え方」において基本目標を掲げ、「第5章 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業」に施策の具体的推進についてまとめました。



第3章
子ども・子育て支援事業計画の
評価

第3章 子ども・子育て支援事業計画の評価

1 子ども・子育て支援事業計画の評価

第1期子ども・子育て支援事業の評価は次の通りです。

事業名	平成30年度	
	第1期計画値	実績値
(1) 利用者支援事業	未実施	—
評価：利用者支援専門員の配置をしていないため、事業は未実施です		
(2) 地域子育て支援拠点事業	1,500人※	1,973人
評価：町子育て支援センターを利用した人数は1,973人で、計画値を超えての利用がありました ※子どもプランによる指標値減		
(3) 妊婦健診事業	154人	124人
評価：計画値は154人でしたが対象となる124人全員に妊婦健診を実施しました		
(4) 乳幼児家庭全戸訪問事業	77人	76人
評価：計画値は77人でしたが対象となる76人全員に乳幼児家庭への訪問を行いました		
(5) 養育支援訪問事業	12人	3人
評価：計画値は12人でしたが養育支援が必要な家庭3人全員への訪問を行いました		
(6) 子育て短期支援事業	12人	0人
評価：計画では12人の児童養護施設の一時的な利用を見込んでいましたが、利用はありませんでした		
(7) 子育て援助活動支援事業 (ファミサポ事業)	未実施	—
評価：ファミリーサポートセンターを設置していないため、事業は未実施です		
(8) 一時預かり（保育所）	1,500人※	906人
評価：計画値では1,500人が保育所、保育園での一時預かりを希望すると見込んでいましたが、906人の利用がありました。 ※子どもプランによる指標値減		
(9) 延長保育事業（時間外保育）	4,500人※	4,083人
評価：計画値では4,500人が保育所、保育園での時間外保育を希望すると見込んでいましたが、4,083人の利用がありました ※子どもプランによる指標値増		

(10) 病児・病後児保育事業	120人※	24人
評価：計画値では120人の病児・病後児の保育利用を見込んでいましたが、24人の利用がありました ※子どもプランによる指標値減		
(11) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	380人※	414人
評価：計画値では380人の放課後児童クラブ登録を見込んでいましたが、414人の利用がありました 備考：子どもプランによる指標値減		
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	未実施	—
評価：実費徴収分についての費用助成を行っていないため、事業は未実施です		
(13) 多様な事業者の参入を促進する事業	未実施	—
評価：特定教育・保育施設等への民間事業者等の参入促進を行っていないため、事業は未実施です		

2 今後の課題

(1) 子育て支援サービスの推進に関して

核家族化の進行により、近隣に親族がないなど、何か困りごとがあっても頼ることができず、仕事や家事、育児など日常生活を送るために必要なことのほとんどは夫婦相互の協力のもとに進めていかなければならない状態となっています。

アンケート調査結果では、母親の就労している割合（育児休業中を含む）は、就学前児童が74.3%、小学生児童の保護者が85.2%となっています。特に就学前児童では前回調査時よりも7.2ポイント増加していますが、日常的に子育てに関わっているのは、父親よりも母親の割合が高くなっています。

こうした状況を踏まえ、働きながら子育てのできる環境づくりに向けて、制度や職場環境とともに、多様な教育・保育サービス、地域子育て支援事業等の充実を図っていくことが求められています。

また、教育・保育事業を利用していない理由として、「利用したいが、保育所や幼稚園に空きがない」が最も多いことから、保育園及び幼稚園、認定こども園といった利用施設にかかわらず、十分な就学前保育・教育を受けられるよう、教育・保育体制の充実を図る必要があります。

(2) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない総合的な支援に関して

子育ては出産後から始まるものではなく、妊娠期あるいは妊娠に至るまでにも、知らなくてはならないことや、やっておかなければならないことがたくさんあります。

アンケート調査結果では、核家族化が進み、育児に協力してもらえる人が周囲にいないと感じている保護者が7.1%で前回調査と比較すると1.5ポイント減少しています。また、子育てについて気軽に相談できる人や場所がないと答えた保護者の割合は3.1%で前回調査と比較すると1.5%減少しています。このことから、子育て家庭においては子育ての悩みや不安を抱えている家庭が減少しているものの、まだ支援を必要とする家庭があることが読み取れます。

なお、子育ての総合相談窓口を利用していないと回答した保護者の割合が児童数全体の82.9%となっている一方、そのうちの利用意向については38.1%が利用したいとしています。そのため、教育・保育施設や地域の人が、不安感の抱きやすい時期にある妊産婦や子育て中の保護者、子どもに寄り添い、出産や育児の不安や悩みを解消し、安心して子育てができるよう、妊娠期から切れ目のない支援が求められています。

(3) 子どもに関する専門的な支援の継続に関して

子育て総合相談窓口や保健センターの情報・相談事業などを中心に、各相談機関が必要に応じて連携を図るなど、悩みや困難を抱える子どもやその家族からの相談に対応するための体制の整備に取り組んでいます。

ひとり親や障がいなど、生まれ育つ環境に左右されず、すべての子どもたちが尊重されるべき権利の主体として自分らしく生活していけるよう引き続き環境の整備を図るとともに、自ら安心して支援や救済、保護が求められる体制を強化していくことが求められています。

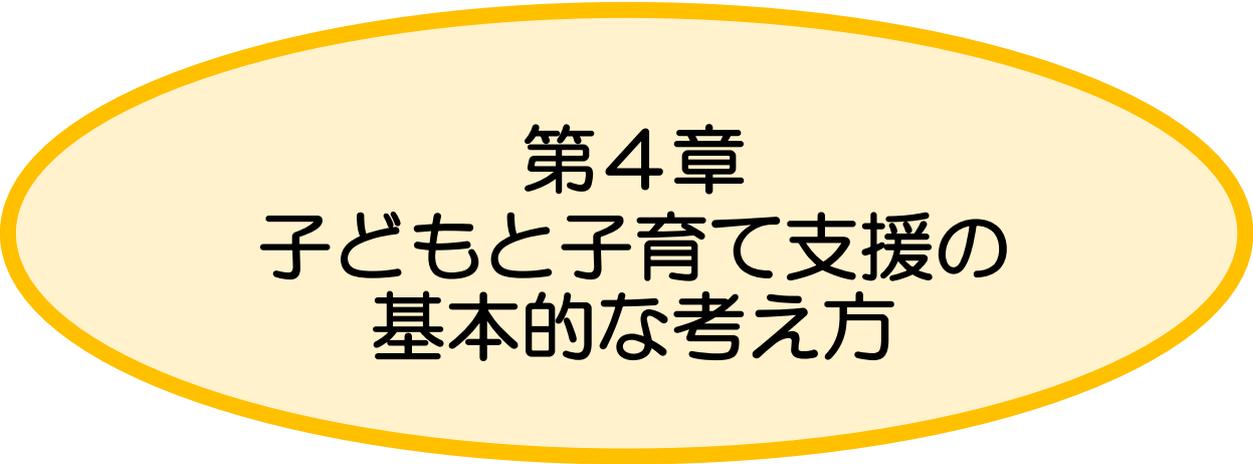
また、児童虐待の問題などが全国的に深刻化しているため、関係機関が連携して、地域住民への啓発活動なども含めて継続的に取り組んでいく必要があります。

障がい児やひとり親家庭などの配慮を要する子どもや家庭への支援についても、合わせて取り組んでいく必要があります。

(4) 子育てにかかる経済的負担の軽減に関して

アンケート調査結果でも、「子どもを育てていく上での不安や悩んでいること」では、子育てで出費がかさむ、子育てによる身体の疲れが大きいなどが上位となっています。

子育て世代が安心して出産し、子育てしていける地域となるためには、社会環境の変化に対応しつつ、子育て世代のライフスタイルや生活実態に合わせて子ども・子育てサービスを提供していく必要があります。



第4章
子どもと子育て支援の
基本的な考え方

第4章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 計画の基本理念

第三次栗石町総合計画 将来像

みんながつくる 未来につなぐ ふるさとしずくしいし

施策大綱 いきいきと ともに幸せを感じるまち

～安心して子育てできる環境を整えます～

第2期栗石町子ども・子育て支援事業計画 基本理念

みんなで作ろう こどもの笑顔があふれる未来

子どもは生まれながらに無限の可能性を持ち、未来を担う貴重な存在です。

子どもたちが自らの可能性を伸ばし、未来に向かって夢と希望を抱き、いきいきと育っていけるように、子どもの最善の利益を尊重し、その幸せに配慮することが必要です。

また、子育ては保護者が第一義的責任を有することとし、このため、保護者自身も親として成長していくべきものであり、まちとしても保護者の成長を支援し、安心して子どもを生育できることができ、子育ての喜びが実感できるまちづくりが求められています。

さらに、このまちで子育てをしてよかったと思えるまちづくりとするために、少子化のもたらす影響を個人・家族の問題としてのみ捉えることなく、社会的な課題として受け止め、子育てを地域全体で支える仕組みづくりも必要です。

このことから、「第2期子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を

「みんなで作ろう こどもの笑顔があふれる未来」

として、子育て支援施策の推進を図っていきます。

2 計画の視点と施策の基本目標

本町の現状・課題と基本理念を踏まえ、本計画の推進にあたっての「基本的な視点」と「施策の基本目標」を以下のとおりとします。

計画の視点

(1) 子どもの視点

子どもをひとりの町民として尊重し、子どもの視点に立って、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重した計画とします。

(2) すべての子どもと家庭への支援という視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、専業主婦や専業主夫、ひとり親家庭や障害のある子どものいる家庭など、すべての子どもと家庭を支援します。

(3) 仕事と生活の調和の実現という視点

仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに関する希望を実現するための取組のひとつとして重要になっています。事業者や町民一人ひとりが、仕事と生活の調和の重要性を理解し、働き方を見直す契機となるよう、町と企業が連携して仕事と生活の調和の実現に取り組んでいきます。

(4) 社会全体による支援という視点

子育ての基本は家庭にあるという認識のもとに、町や企業、地域社会などあらゆる分野におけるすべての構成員、すべての町民が協働し、社会全体で支援していける仕組みづくりを推進します。

施策の基本目標**(1) 子育て支援サービスを推進します**

少子高齢化や核家族化の進行などに加え、働き方の多様化により、子どもや子育て世帯の環境が大きく変化しています。

このような状況に対応するため、安心して子どもを預けることができる教育・保育施設の充実に加えて、小規模保育などの地域型保育事業など、待機児童の解消に向けて取り組みます。また、すべての子育て家庭を支援するため、子育てに関する相談や子育て世代の親子が交流できる場など、地域の実情に応じた子育て支援サービスを推進します。

(2) 妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく総合的に支援します

子どもの健やかな心身の確保は、妊娠・出産・育児の各ステージでのきめ細やかな支援によって達成されます。地域で安心して子育てができるよう妊娠・出産・子育て期にわたり、適時適切な保健医療サービスの提供などを関係団体と連携して総合的に支援します。

(3) 子どもに関する専門的な支援を継続します

児童虐待の発生予防、被害児童の保護・支援のため、職員の資質向上、より迅速・的確な対応を関係課及び県や関係機関との連携しながら進めます。

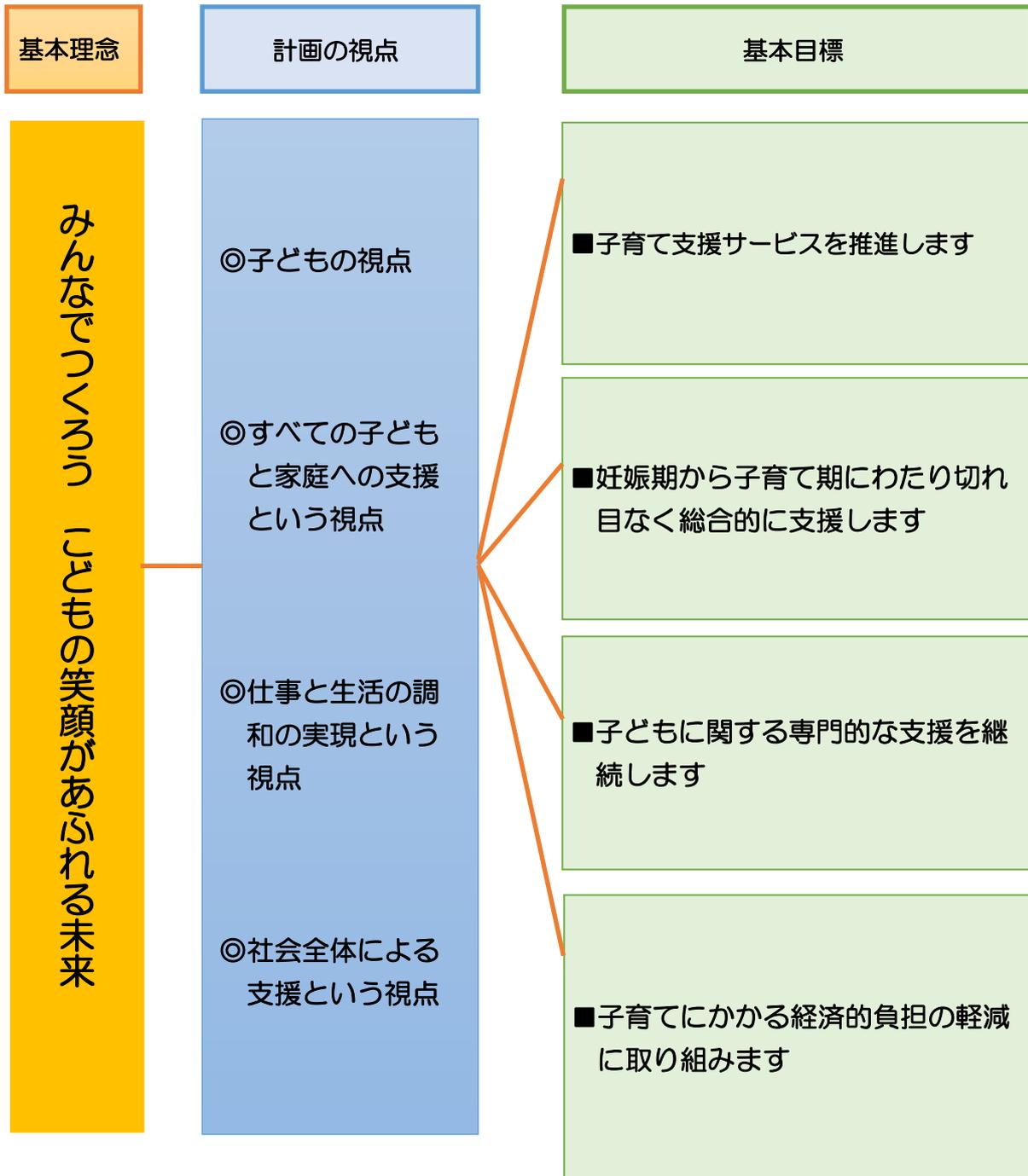
また、専門的な知識や技術を要する支援が必要な子どもや子育て家庭への相談支援のほか、障がいの有無に関わらず子どもたちが共に成長し、教育や保育をうけられるための体制整備などの充実を図ります。

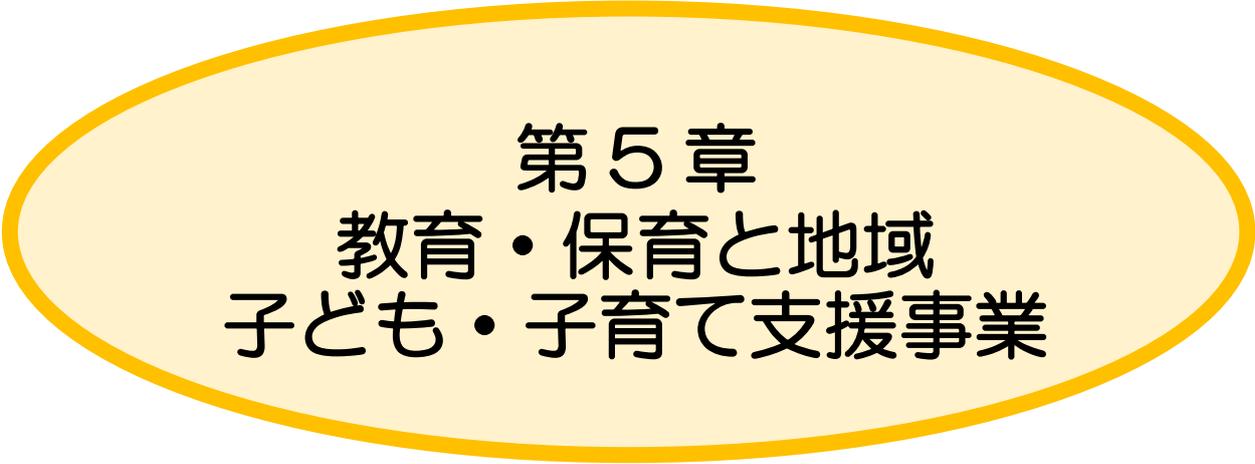
(4) 子育てにかかる経済的負担の軽減に取り組みます

安心して子どもを健やかに育てることができるよう保育料などの軽減や各種助成などの実施により、経済的負担の軽減に取り組むほか、仕事と家庭の両立しやすい環境づくりに取り組みます。

また、生活困窮家庭の子どもについて、経済状況が学力や進学、ひいては成人後の就労などに影響することで、結果として貧困状態の連鎖を生むことがないよう関係機関と連携し、各種支援及び取組みを推進します。

3 計画の体系





第5章
教育・保育と地域
子ども・子育て支援事業

第5章 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業

1 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援法等に基づく新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた施設型給付と新設された地域型保育給付および児童手当からなる「子ども・子育て支援給付」と市町村の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成されます。

■制度の全体像

子ども・子育て支援給付		地域子ども・子育て支援事業
教育・保育給付	●施設型給付 <ul style="list-style-type: none"> 認定こども園 幼稚園 保育所 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者支援事業 地域子育て支援拠点事業 妊婦健診 乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業 その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 子育て短期支援事業 ファミリー・サポート・センター事業 一時預かり事業 延長保育事業 病児・病後児保育事業 放課後児童クラブ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
	●地域型保育給付 <ul style="list-style-type: none"> 小規模保育（利用定員6人以上 19人以下） 家庭的保育（利用定員5人以下） 居宅訪問型保育 事業所内保育 	
現金給付	●子どものための施設等利用給付 <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園（未移行） 特別支援学校 預かり保育事業 認可外保育施設等 	
	●児童手当	

市町村は地域の保育、子育て支援のニーズを把握し、教育・保育の確保のための認定こども園、幼稚園、保育所などの計画的な基盤設備や地域のニーズに応じた子育て支援事業の実施に主体的に取り組んでいます。

2 教育・保育提供区域

(1) 教育・保育提供区域の考え方について

本町の教育・保育施設の利用状況や設置状況、地理的状況等を踏まえ、利用者の利便性を確保しつつニーズに応じた柔軟な施設整備を推進するため、この計画においては、町全域を1つの提供区域とします。

※教育・保育提供区域とは
地域型保育事業等の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる単位。

(2) 保育の必要性の認定について

区 分	年 齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3～5歳	学校教育（保育の必要性なし）	幼稚園
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり（保育認定）	保育所、認定こども園
3号認定	0歳、1～2歳	保育の必要性あり（保育認定）	保育所、認定こども園、地域型保育

3 ニーズに対応した教育・保育施設の確保

(1) 乳幼児期の学校教育・保育量の見込みと提供体制の確保

① 【1号認定】(幼稚園・認定こども園)【3～5歳】 (単位：人)

年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み①	25	23	21	19	19
確保の方策②	60	50	50	50	50
教育・保育施設	60	50	50	50	50
確認を受けない 幼稚園	0	0	0	0	0
地域型保育事業	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	35	27	29	31	31

※1号認定・・・満3歳以上で学校教育のみ(保育の必要性なし)の子ども

【事業実施に対する考え方】

幼稚園は町内に1園あり、現状の実績において、両親が共働きなどの理由で保育を必要とする児童を含めて、幼稚園等の利用者は令和元年度では52名となっております。今後は減少傾向で推移する見込みですが、令和2年度をもって町内の幼稚園が閉園することから、近隣市町との広域連携により必要な事業量を確保することとします。

今後、幼稚園・認定子ども園への入園、利用状況等の提供体制について把握を行うとともに、社会情勢の変化によるニーズの多様化や拡大に対応するため、必要に応じて認定子ども園への移行についても検討していきます。

② 2号認定（保育所・認定こども園）【3～5歳】

（単位：人）

年 度	令 和 2 年度	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度
量の見込み①	287	271	248	231	227
教育ニーズ	18	17	16	14	14
その他	269	254	232	217	213
確保の方策②	246	246	246	246	246
教育・保育施設	226	226	226	226	226
確認を受けない 幼稚園	20	20	20	20	20
地域型保育事業	0	0	0	0	0
過不足（②-①）	▲41	▲25	▲2	15	19

※2号認定・・・満3歳以上で保育の必要性の認定を受けた（保育を必要とする）子ども

【事業実施に対する考え方】

幼稚園は町内に1園あり、現状の実績において、両親が共働きなどの理由で保育を必要とする児童を含めて幼稚園等の利用者は令和元年度では52名となっております。今後は減少傾向で推移する見込みですが、令和2年度をもって町内の幼稚園が閉園することから、近隣市町との広域連携により必要な事業量を確保することとします。

保育所は町内に認可保育所が6園、認可外保育所が2園あり、平成29年度に認可保育所の定員増設を行い、需要に対する受け皿の確保を図っております。今後は、3～5歳児の待機児童が年度途中において発生する可能性があるものの、量の見込みについては減少傾向で推移することから、必要な事業量は確保されと考えられます。

今後は、幼稚園・こども園と同様に、社会情勢の変化によるニーズの多様化や拡大に対応するため、必要に応じて認定こども園への移行についても検討していきます。

③ 3号認定【0～2歳】（保育所・認定こども園）（単位：人）

■0歳児（保育所・認定子ども園）

年 度	令 和 2 年度	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度
量の見込み①	62	59	58	56	53
確保の方策②	54	54	54	54	54
教育・保育施設	51	51	51	51	51
地域型保育事業	3	3	3	3	3
過不足（②-①）	▲8	▲5	▲4	▲2	1

■1・2歳児（保育所・認定子ども園）

年 度	令 和 2 年度	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度
量の見込み①	138	136	131	126	123
確保の方策②	135	135	135	135	135
教育・保育施設	128	128	128	128	128
地域型保育事業	7	7	7	7	7
過不足（②-①）	▲3	▲1	4	9	12

■3歳未満児の保育利用率

年 度	令 和 2 年度	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度
児童数①	237	233	224	216	208
保育児童数②	189	189	189	189	189
保育利用率（②／①）	79.7%	81.1%	84.4%	87.5%	90.9%

【事業実施に対する考え方】

保育所は町内に認可保育所が6園、認可外保育所が2園あり、0から2歳児では待機児童は主に年度途中において発生する可能性があるものの、今後の量の見込みについては減少傾向で推移することから、現在の施設において必要な事業量は確保されと考えられます。

ただし、当面の間、待機児童が発生する見込みであることから地域型保育事業として小規模保育を実施します。今後、社会情勢の変化によるニーズの多様化や拡大に対応するため、必要に応じて認定こども園への移行を含めて検討していきます。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月に国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正されました。

この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけされていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。

本町では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

5 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制

(1) 利用者支援事業

事業概要	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
------	---

【量の見込みと確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数（か所）	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、これまでの実績で算出しています

【事業実施に対する考え方】

教育・保育施設の利用の際に協議が必要な大都市圏向けの事業であり、先進事例から見ても町での実施は困難であることと、実際の利用も無いものと考えられることから事業量は0人と見込みます。

また、将来的にニーズがあった場合は、担当課の窓口及び子育て支援センターにおいて当事業を実施することも検討していきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
------	--

【量の見込みと確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日）	408	398	381	373	358
確保の方策（人日）	408	398	381	373	358
過不足（人日）	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、ニーズ量調査の推計値及び人口推移から見込みを算出しています

※確保の方策については、子育て支援センターで子育て支援拠点事業を適切に行えていることから、量の見込みと同数とします

【事業実施に対する考え方】

現在、町内1か所の子育て支援センターで実施しており、利用者も横ばい状態であるが、現状の体制で大きな支障がなく、量の見込みについても、現状の体制で確保されることが考えられます。

(3) 妊婦健康診査

事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
------	---

【量の見込みと確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	166	158	154	148	140
確保の方策(人)	166	158	154	148	140
過不足(人)	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、人口推移と過去の実績から算出しています

※確保の方策については、対象者全員に実施を目標としているため、量の見込みと同数とします

【事業実施に対する考え方】

現状の体制で大きな支障が無く、量の見込みについても、現状の体制で確保されると考えられます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
------	--

【量の見込みと確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	83	79	77	74	70
確保の方策(人)	83	79	77	74	70
過不足(人)	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、人口推移をもとに推計値を算出しています

※確保の方策については全ての乳児家庭への訪問実施を目標としているので量の見込みと同数とします

【事業実施に対する考え方】

現状の体制で大きな支障が無く、量の見込みについても、現状の体制で確保されると考えられます。

(5) 養育支援訪問事業

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(その他要保護児童等の支援に資する事業)

事業概要	<p>養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業</p> <p>子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業</p>
------	---

【量の見込みと確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	12	12	12	12	12
確保の方策（人）	12	12	12	12	12
過不足（人）	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、過去の実績から算出しています

※確保の方策については全ての対象者への訪問実施を目標としているので量の見込みと同数とします

【量の見込みと確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	有	有	有	有	有

【事業実施に対する考え方】

養育支援訪問事業に関しては、現状の体制で大きな支障が無く、量の見込みについても、現状の体制で確保されると考えられます。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、虐待防止ネットワーク（雫石町要保護児童対策地域協議会）の連携強化、充実に努めます。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

事業概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業
------	--

【量の見込みと確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	5	5	5	5	5
確保の方策（人）	5	5	5	5	5
過不足（人）	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、過去の実績から算出しています

※確保の方策については、現在の体制で適切に行われていることから、量の見込みと同数とします

【事業実施に対する考え方】

現在、町内には対応可能な施設が無いため、近隣市町の施設と委託契約を結び、利用体制を整えています。これまでの利用実績は数件ですが、利用希望があった場合に備え、引き続き広域利用において対応します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

事業概要	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
------	--

【量の見込みと確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	0	0	0	0	0
確保の方策（人）	0	0	0	0	0
過不足（人）	0	0	0	0	0

【事業実施に対する考え方】

現在、町において事業は実施しておりませんが、同様の事業として、子育て支援ボランティアの会で行っている、地域子育て相互支援事業があります。今後も新たなニーズの把握に努め、利用の希望に対しては随時対応していきます。

※地域子育て相互支援事業：緊急に子供の世話が出来なくなったり、子供が風邪・けが等で保育所等に行けない時、子育て支援ボランティアの会が、ボランティア宅や雫石町社会福祉協議会内、依頼者宅で保育等を行います。

(8) 一時預かり事業

① 1号認定（幼稚園在園児対象）の一時預かり（預かり保育）

事業概要	認定こども園、幼稚園において、通常の教育時間が終了した後、家庭における保育が一時的に困難となった幼児について一時的に預かる事業
------	---

【量の見込みと確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日）	342	321	293	271	271
確保の方策（人日）	342	321	293	271	271
過不足（人日）	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、ニーズ量調査の推計値及び人口推移から見込みを算出しています

※確保の方策については、現状の体制で一時預かり事業を適切に行えていることから、量の見込みと同数とします

② 2号認定による定期的な利用

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園、幼稚園において、通常の教育時間が終了した後、家庭における保育が一時的に困難となった幼児について一時的に預かる事業 ・2号認定を受けた子どもが、家庭における保育が一時的に困難となった際に一時的に預かる事業
------	--

【量の見込みと確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	4,470	4,190	3,911	3,504	3,504
確保の方策（人）	4,470	4,190	3,911	3,504	3,504
過不足（人）	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、ニーズ量調査の推計値及び人口推移から見込みを算出しています

※確保の方策については、現状の体制で一時預かり事業を適切に行えていることから、量の見込みと同数とします

③ 「①」「②」以外の一時預かり

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ○一時預かり事業：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業 ○子育て支援ボランティア事業：家庭において急用・急病等で子どもの面倒を見てくれる人がいない時や子どもが病気等で幼稚園や保育所（園）に預けられない時に、町社会福祉協議会のボランティア団体である子育て支援ボランティアの会により提供される一時預かり事業
------	---

	<p>○子育て援助活動支援事業：乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業</p> <p>○トワイライトステイ事業：保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、夜間、生活指導、食事の提供等を行う事業</p>
--	---

【量の見込みと確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日）					
一時預かり事業 （在園児対象が大概）（人日）	3,997	3,867	3,592	3,420	3,321
確保の方策（人日）	3,997	3,867	3,592	3,420	3,321
過不足（人日）	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、ニーズ量調査の推計値及び人口推移から見込みを算出しています

※確保の方策については、現状の体制で一時預かり事業を適切に行えていることから、量の見込みと同数とします

ニーズ量調査の推計値及び人口推移からの量の見込と確保の方策については上記のとおりとなりますが、雫石町保健福祉計画子どもプランを基にした実績よる量の見込及び確保の方策については以下のとおりとなります。

【一時預かり事業（保育所）にかかる量の見込と確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込（延べ人数）	1,500人	1,440人	1,325人	1,259人	1,222人
確保の方策（延べ人数）	1,500人	1,440人	1,325人	1,259人	1,222人

※第3章子ども・子育て支援計画（P51）の評価時に参考にした子どもプランによる指標値を基準とした量の見込みとなります。

※確保の方策については、現状の体制で一時預かり事業を適切に行えていることから、量の見込みと同数とします

【事業実施に対する考え方】

現状の定員内での運営で大きな支障が無く、利用希望があればおおむね受け入れていることから現状の施設でニーズは確保されると考えられます。

今後も新たなニーズの把握に努め、利用希望があれば、随時対応していきます。

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

事業概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業
------	---

【量の見込みと確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
量の見込み（人）	195	188	174	165	162
確保の方策（人）	195	188	174	165	162
過不足（人）	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、ニーズ量調査の推計値及び人口推移から見込みを算出しています

※確保の方策については、現状の体制で延長保育事業を適切に行えていることから、量の見込みと同数とします

ニーズ量調査の推計値及び人口推移からの量の見込みと確保の方策については上記のとおりとなりますが、雫石町保健福祉計画子どもプランを基にした実績による量の見込み及び確保の方策については以下のとおりとなります。

【延長保育事業（時間外保育）にかかる量の見込と確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込（延べ人数）	4,500人	4,320人	4,018人	3,817人	3,741人
確保の方策（延べ人数）	4,500人	4,320人	4,018人	3,817人	3,741人

※第3章子ども・子育て支援計画（P51）の評価時に参考にした子どもプランによる指標値を基準とした量の見込みとなります。

※確保の方策については、現状の体制で延長保育事業を適切に行えていることから、量の見込みと同数とします

【事業実施に対する考え方】

現状の運営では大きな支障が無く、利用希望があれば、全て受け入れていることから、現状の施設でニーズは確保されと考えられます。

今後も新たなニーズの把握に努め、利用希望があれば、随時対応していきます。

(10) 病児・病後児保育事業

事業概要	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。
------	--

【量の見込みと確保の方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
量の見込み(人)	60	60	60	60	60
確保の方策(人)	120	120	120	120	120
過不足(人)	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、過去の実績から算出しています

※確保の方策については、過去実績の最大値としました

【事業実施に対する考え方】

現在、七ツ森保育園において実施しておりますが、現状の運営では大きな支障が無く、利用希望があれば対応可能であることから、現状の施設でニーズは確保されると考えられます。

また、年間平均利用実績が60件となっておりますが、保護者からの利用意向が高いことから、事業の周知や新たなニーズの把握に努めながら事業を実施していきます。

(11) 放課後児童健全育成事業

事業概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
------	---

【量の見込みと確保の方策】放課後児童クラブ(低学年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	213	207	220	210	199
確保の方策(人日)	213	207	220	210	199
過不足(人日)	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保の方策】放課後児童クラブ(高学年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	139	129	121	124	123
確保の方策(人日)	139	129	121	124	123
過不足(人日)	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、ニーズ量調査の推計値及び人口推移から見込みを算出しています

※確保の方策については、現状の体制で放課後児童健全育成事業を適切に行えていることから、量の見込みと同数とします

【量の見込みと確保の方策】児童館

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日）	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
確保の方策（人日）	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
過不足（人日）	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、子どもプランでの計画値です

※確保の方策については、現状の体制で放課後児童健全育成事業を適切に行えていることから、量の見込みと同数とします

【事業実施に対する考え方】

放課後児童クラブは、現在、5小学校区で実施し、現状の運営では大きな支障が無く、利用希望があれば、全て受け入れていることから、現状の施設でニーズは確保され则认为られます。

児童館についても、現状の運営で大きな支障が無く、利用希望があれば対応可能であることから、現状の施設でニーズは確保され则认为られます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業
------	--

【事業実施に対する考え方】

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、新たに食材料費（副食費：おかず・おやつ代）にかかる補足給付事業が追加になりました。現在、町では当事業は未実施ですが、町内在住で幼稚園・保育所（園）・認定子ども園等に入所している児童に対して副食費を給付する、子育て応援副食費給付事業を実施しており、保護者の負担軽減を図っていることから、新たなニーズの把握に努めながら検討することとします。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
------	---

【事業実施に対する考え方】

今後、必要に応じて実施することとします。

6 施策の具体的推進

基本目標（1）子育て支援サービスを推進します

■目指すべき姿

子育てニーズに対応した様々な子育て支援サービスが充実し、子育てする人が必要なサービスを利用できる姿を目指します。

■関連する主な事業等

事業等	内 容	担当課
保育所運営事業	町内外の保育所（園）への入所相談及び入所承諾を行う	子ども子育て支援課
特別保育事業	保護者が安心して働くことができるよう延長保育、休日保育、一時預かり保育、病後児等保育事業を実施する	
放課後児童健全育成事業	小学生を対象に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る	
地域子育て支援センター事業	子育て中の親子の交流、集いの場を提供し、相談等を通じて保護者の育児不安の解消を図る	
子育て支援ボランティアの会活動	福祉センター内、ちびっこルーム「ぼけっと」での保育を実施する	町社会福祉協議会

基本目標（2）妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく総合的に支援します

■目指すべき姿

妊娠・出産・育児に関する必要な情報提供・助言・保健指導を行うとともに、出産後の母子への心身のケアと育児サポート等を通じ、産後も安心して子育てできる姿を目指します。

■関連する主な事業等

事業等	内 容	担当課
ママパパ学級	妊婦とその夫及び家族を対象に、子育てについて十分な知識を持ち、安心して育児ができるよう支援する	健康推進課
こんにちは赤ちゃん事業	4か月未満の乳児のいる家庭を全戸訪問し育児支援を行う	
産後ケア	産後間もない支援が必要な母子の家庭に訪問し、心身ケアや育児サポート等を行う	
乳幼児健康診査	乳幼児を対象に身体計測、小児科医の診察のほか、保健師とともに成長・発達を確認する	
母子健康相談・発達相談	家庭と保健・福祉・医療・教育機関と連携し、きめ細やかな母子保健の充実を図る	

基本目標（3）子どもに関する専門的な支援を継続します

■目指すべき姿

要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関が連携した総合的な相談・支援体制の構築のほか、専門的な知識等を必要とする家庭への支援の充実を目指します。

■関連する主な事業等

事業等	内 容	担当課
児童虐待防止活動	要保護児童対策地域協議会を開催し、保護者の育児不安や虐待・いじめ等の問題を早期に対応する	子ども子育て支援課
ひとり親家庭子育て応援事業	ひとり親が仕事と子育てを両立し安心して生活できるよう支援する	
児童発達支援	障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作指導など集団生活への適応訓練などの支援を行う	総合福祉課
特別支援教育等推進事業	障がいのある幼児・児童生徒の保護者を対象とした就学や家庭教育、進路などの相談を実施する	学校教育課

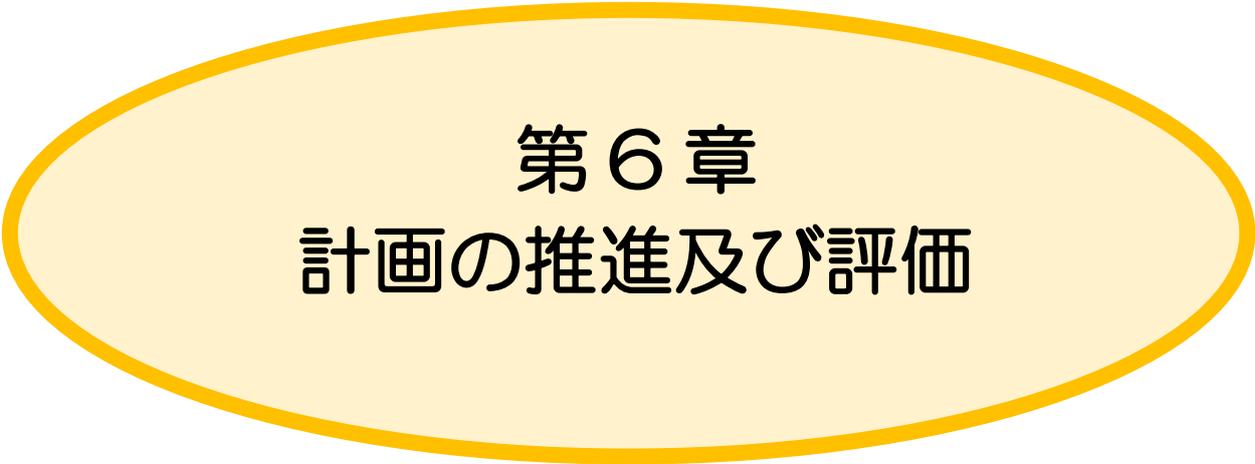
基本目標（4）子育てにかかる経済的負担の軽減に取り組みます

■目指すべき姿

出産・子育てに対する経済的負担を減らすことにより、安心して子どもを産み、健やかに子育てできる環境を目指します。

■関連する主な事業等

事業等	内 容	担当課
医療費給付事業	子どもや妊産婦が受診しやすいよう医療保険における自己負担分の医療費を給付する	子ども子育て支援課
出産祝金支給事業	第三子以降を出産した母親に対し、祝金を支給する	
在宅子育て応援給付金支給事業	保育所等を利用しない3か月から3歳未満の児童を家庭で保育する方へ月5,000円の町内共通商品券を支給する	
子育て応援副食費給付金	町内在住で幼稚園・保育所（園）・認定こども園等へ入所している児童の実費徴収となる副食費（おかず・おやつ代）を施設に対し給付する	



第6章
計画の推進及び評価

第6章 計画の推進及び評価

1 計画の推進

子ども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、企業等が連携、協力しながら推進していく必要があります。

本町に関わるすべての人々が、互いを尊重しながら、その能力を最大限に発揮し、行政と対等な立場で共に協力して課題の解決に取り組む「協働」の視点を踏まえて施策や事業を推進します。こうした「協働」の輪を広げるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

地域での取り組み（役割）と町全域での取り組み（役割）が互いに補完し、それぞれの強みを生かしながら地域の様々な活動主体との協働により子ども・子育て支援施策にかかる取り組みを効果的に推進するとともに、社会福祉協議会などの関連団体やNPO、民間企業との協力関係を深め、子ども・子育て支援に対する取り組みを支援し、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

2 計画の公表及び周知

計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く町民に知ってもらう必要があります。

計画の周知にあたっては、町広報紙や町ホームページを活用するとともに、町民が集まる様々なイベントや催し物等にて広報活動を実施します。

また、各事務事業においても、町広報紙をはじめとするあらゆる媒体を活用するとともに、地域や事業主と連携して町民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。

3 計画の評価・検証

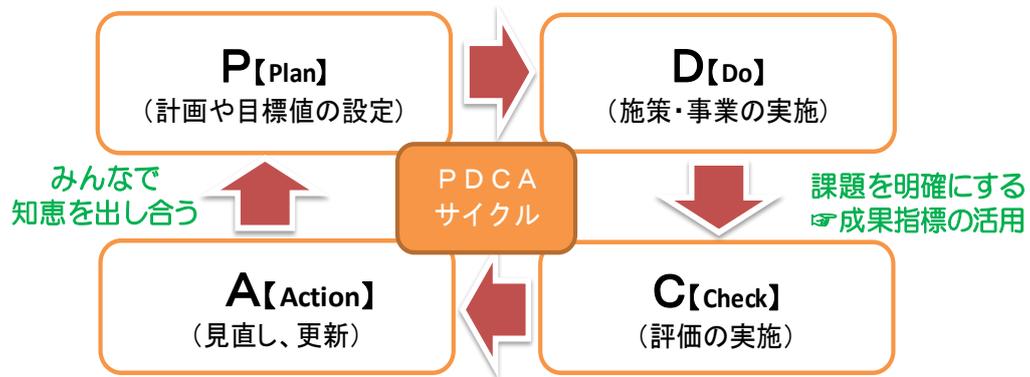
本計画に基づく施策の実施状況について点検、評価します。

計画の推進にあたっては、施策の実施状況や実施等について各年度において点検、評価を実施します。

評価は、子育て当事者等の意見の反映をはじめ、子ども・子育て支援に関わる関係者の意見も参考にしながら実施し、点検、評価の結果はホームページ等で公表します。また、計画に定める量の見込みが大きく変動する場合には計画の見直しを必要に応じて行います。

5年間の計画期間の最終年度には総括的な最終評価を行い、次期計画の策定につなげていきます。

●進行管理のPDCAサイクルのイメージ





資料編

資料編

1 雫石町子ども・子育て会議条例

雫石町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、雫石町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員20人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 教育関係者
- (3) 保育関係者
- (4) 子ども・子育て支援関係団体に属する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者
- (6) 地域住民を代表する者
- (7) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 会議に委員長及び副委員長各1人を置き、委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第7条 委員には、雫石町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和38年雫石町条例第13号）により報酬を支給する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子ども子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営その他に関し必要な事項は、町長が定める。

2 雫石町子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和元年12月1日～令和3年11月30日

区分	所属団体等	氏名	役職等
(1) 子どもの保護者			
		伊 東 舞	公募委員
		酒 井 美千瑠	公募委員
		野 中 美 樹	公募委員
(2) 教育関係者			
	学校法人 わかば学園	宮 信 子	わかば幼稚園理事長
	雫石町校長会	阿 部 あずさ	御所小学校校長
	雫石町校長会	高 橋 正 好	御明神小学校校長
(3) 保育関係者			
	雫石町保育施設協議会	藤 本 達 也	雫石保育園長
	雫石町保育施設協議会	松 村 静	御所保育園副園長
	雫石町児童館	舘 澤 登美子	主任児童厚生員
(4) 子ども・子育て支援関係団体に属する者			
	雫石町地域子育て支援センター	岩 井 裕 子	副園長
	雫石町社会福祉協議会	佐々木 浩 子	放課後児童クラブ支援員
	雫石町子育て支援ボランティアの会	渡 邊 敦 子	会長
(5) 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者			
	雫石町医科歯科会	上 原 充 郎	小児科医
	雫石町民生委員児童委員協議会	米 田 和 子	主任児童委員
(6) 地域住民を代表する者			
		中 川 美穂子	公募委員
		煙 山 千 秋	公募委員
(7) その他町長が必要と認める者			
		猪 又 優 香	子育てコンシェルジュ

3 用語集

用語	解説等
1号認定	満3歳以上で教育のみを必要とする児童。
2号認定	満3歳以上で施設などでの保育を必要とする児童。
3号認定	満3歳未満で施設などでの保育を必要とする児童。
出生率	人口千人あたりの出生数。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。1人の女性が、仮にこの年次の年齢出生率で一生の間に子どもを産むと仮定したときの子ども数に相当する。
コーホート変化率法	あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法。
自然動態	一定期間における出生・死亡に伴う人口の動き。 自然増減＝出生数－死亡数。
社会動態	一定期間における転入・転出に伴う人口の動き。 社会増減＝転入数－転出数。
人口ピラミッド	人口分布を男女別・年齢別にグラフ化したもの。グラフは、縦軸が年齢で、横軸が人口を表す。
年齢3区分別人口	人口構成を年少人口、生産年齢人口、高齢者人口の3区分に分けた人口構成。年少人口は0～14歳、生産年齢人口は15～64歳、高齢者人口は65歳以上と分けられている。
子ども・子育て支援制度	平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度。
ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」こと。
量の見込み	ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数。 「現在の利用状況」とニーズ調査などで把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本とする。
待機児童	「保育所への入所申請がなされており、入所条件を満たしているにもかかわらず、保育所に入所できない状態にある児童」のこと。

第2期雫石町子ども・子育て支援事業計画
令和2年3月

発行 雫石町
編集 雫石町 子ども子育て支援課
〒020-0595
岩手郡雫石町千刈田5-1
TEL 019 (692) 6477
FAX 019 (692) 1311
ホームページ
<https://www.town.shizukuishi.iwate.jp/>